

(二九一四)
大正三年太魯閣原住民討伐陸軍部隊における保甲人夫徴用(一)

前 圭 一

I 論文篇

はじめに

1. 太魯閣原住民討伐作戦の概要
2. 保甲人夫徴用システム
3. 保甲人夫の動員
4. 出役人夫の状況
5. 監督警官の状況と役割
6. 人夫出役における保甲の役割
おわりに(以上本号)

II 史料篇

III 写真篇

はじめに

一九一四（大正三）年、台湾総督府は台湾中央山脈東側の太魯閣溪谷一帯に点在した集落をなす太魯閣原住民討伐を行った。この討伐行動では、警察部隊と陸軍部隊が組織された。ここでは、陸軍部隊で使役された「本島人」（＝漢民族系台湾住民）の保甲人夫について、その徴用システム、動員とサポートのあり方、徴用現場における保甲人夫の状況、保申の果たした役割について検討する。



この分析に使用する資料の大部分は、「大正三年太魯閣蕃討伐に関する保甲人夫徴用書類」である。同資料は四分冊になっており、国史館台湾文献館（南投市中興新村）の所蔵文書である台湾総督府文書「公文類纂」中に、「十五年保存文書」として整理されている。

1. 太魯閣原住民討伐作戦の概要

太魯閣原住民討伐作戦は、いわゆる理蕃事業五ヶ年計画の最終戦に位置づけられたものである。理蕃とは台湾原住民の統御政策といえるが、台湾総督府警務局がまとめた『理蕃誌稿』¹（第三編）では、理蕃事業を三期にわけている。第一期が台湾統治開始の一八九四（明治二八）年から一九〇一（明治三四）年、第二期が一九〇二（明治三五）年から一九〇九（明治四二）年、第三期が一九一〇（明治四三）年から一九一四（大正三、計画では明治四七）年。この第三期が理蕃事業五ヶ年計画に該当する。その計画は、千五百四十万円を使い、「兇蕃」の「掃蕩」と「道路の開鑿」・隘勇線の「歩進に着手」するもので、達成目標を「蕃人の有する銃器及弾薬全部を押収し蕃地に永久の駐在所を設備して蕃人を統御し利源開発の企図を擁護」²することに置いている。

一九一四（大正三）年の太魯閣原住民討伐作戦では警察と陸軍のそれぞれに討伐部隊が組織された。陸軍部隊は警察隊の支援という位置づけがあたえられた。討伐部隊全体の指揮は佐久間台湾総督自らが務めた。警察隊は出動人員三一二十七人で、タツキリ方面討伐隊とバトラン方面討伐隊の二隊で編成され、総指揮官は民政長官の内田嘉吉が努めた。陸軍部隊は第二守備隊、歩兵第一・第二連隊を中核とする一四中隊、出動人員三一〇八人とされ、佐久間総督が指揮した。これらの部隊に使役予定の人夫は、警察部隊（花蓮港方面）が約六一〇〇人、陸軍部隊が約六八〇〇人であった。³ 討伐軍行動計画の概要は、警察部隊が台湾東部から進攻し、木瓜溪谷とタツキリ溪谷にまたがる一帯に展開し、陸軍部隊は台湾西部から進攻し、中央山脈の菁菜主山南峰と合歡山附近を越えて木瓜溪谷とタツキリ溪谷に下りる、とするものであった。

五月二〇日、佐久間総督は埔里社から追分に入って軍命令をだし、太魯閣原住民討伐行動が開始される。六

月一二日には警察部隊と陸軍の部隊が出会った。佐久間総督は七月二日、「内太魯閣主力蕃ヲ処分シ了レリ」とし、八月九日軍隊の一部を残し、その他は帰還の準備に着手させ、作戦行動は終了した。

2. 保甲人夫徴用システム

太魯閣原住民討伐部隊では、運搬を主とする労役は保甲民から徴用された人夫に行わせた。ここでは、まず保甲とはどのような組織か、矢内原忠雄氏の著書から引用しておきたい。⁵⁾

「明治三十一年保甲条例を制定し、清国の遺制たる保甲の制度を採用して警察の補助機関と為した。……甲は十戸、保は十甲を以て組織する本島人の地域的隣保団体にして、其団体員は家長であり、甲は甲長、保には保正を置く。保甲の事務は戸口調査、出入者取調、風水火災及土匪強盜等に対する警戒捜査、伝染病予防、阿片、其他地方の安寧保持上必要なる事項等保安警察事務の外に、道路橋梁の小破修繕及掃除、害虫予防、獣疫予防等普通行政事務に関する事項を含み、且つ明治四十二年律令第五号を以て、新除、害虫予防、獣疫予防等普通行政事務に関する事項を含み、且つ明治四十二年律令第五号を以て、新に保正甲長をして法令其他行政官庁より発する命令の周知又は伝達、産業上の調査資料蒐集及其の施設、及び台湾歳入地方税其他の収入に関する書類伝達及納入の催促等に関する区行政事務を補助執行せしむることと為した。……而して右の保甲事務につき家長は其家族の動静を監督し、各家長は相互的に相互監視警戒し、保正甲長は全体を監督し、責任賞罰を明らかにし、非違又は職務怠慢あるときは単独又は連座の制裁を課す。即ち事の軽重により家長若くは保甲全員が本人の責任に連座するものである。保甲の経費は保甲民の負担とし、其の出役は無償である。而して保正甲長は保甲員たる家長の互選になるといへども、保甲及壯丁団の本質は住民の自治的機関にあらず、警察官の指揮命令を受くる下級警察及下

級行政補助機関である。由来台湾の警察制度並に警察補助機関としての保甲は、土匪討伐の必要によりて普及せられしものである。」

このように、保甲組織は清が施行していた制度を受け継いで台湾総督府が制度化し、下級の警察・行政補助機関と位置づけしたものである。台湾住民の反日武装行動討伐の必要性から普及がなされ、その延長上に原住民討伐の保甲民徴用があった。

陸軍部隊における保甲人夫の徴用システムは以下のものであった。台湾総督府陸軍経理部長が台湾総督府民政長官に対し、保甲人夫の請求をする。これを受けて、民政部警察本署長は各庁長に対し徴用人夫人員を調達する。各庁長は予め保甲において徴用順序が定められた住民に動員をかける。各地から動員された人夫は、汽車又は船で途中まで輸送され、下車又は下船地点から徒歩で任務地に着く。人夫の出発から帰還まで警察官が人夫の監督を担当する。

こうした保甲人夫徴用について定められた規定には、(A)「大正三年討伐陸軍部隊所要保甲人夫徴用規程」と、(B)「臨時保甲規約標準」⁷⁾があった。

(A) 陸軍保甲人夫徴用規程

「大正三年討伐陸軍部隊所要保甲人夫徴用規程」は、陸軍部隊で使役される人夫の徴用に関する規程で、人夫を供給する役所の区分、人夫の請求または解散、人夫の待遇や人夫の監督をする警官の職務、などをその内容としている。その内容は以下の通りである。

第一条 保甲人夫を供給する庁の区分。一、軍隊行動開始前に輸送に従事する人夫の全部は台中庁が担当。

二、軍隊行動開始後、軍隊専属の人夫と輸送に従事する人夫は、台南庁、嘉義庁、台中庁、桃園庁、南投庁、新竹庁、阿緱庁が担当。

第二条 軍需品輸送の際の後押人夫動員は陸軍経理部長と協議の上でなければ任意に人夫に充当しないこと
第三条 人夫は任務終了まで交代帰還を認めない

第四条 保甲人夫の請求または解散。陸軍経理部長は、保甲人夫の出役を請求または解散させる時は、七日以前に所要人員と引渡し場所等を定めて請求すること

第五条 警官の取締り・監督。軍隊行動前は、各庁から保甲人夫を供給する場合、人夫約五〇名に対し一名宛の巡查または巡查補を付属させ、取締らせる。軍隊行動開始後は、途中監督の為、同じ割合で警察官を付属させ、当該警察官は人夫引渡し後に帰還すること

第六条 保甲人夫の給与

一、軍隊行動開始前の輸送人夫日給（一）埔里社以西に宿泊する人夫 金四〇銭（二）眉溪以东追分マヘボ以西に宿泊する人夫 金五〇銭

二、（一）軍隊行動開始後の輸送および軍隊付属人夫日給 埔里社以西に宿泊する人夫 金四〇銭 眉溪以东に宿泊する人夫 金六〇銭（三）軍隊専属人夫 金六〇銭

三、糧食の官給（一）主食 米一人一日七合五勺 但し激しい労働の場合、八合（二）副食 一人一日塩肉六〇匁以内 乾物野菜二〇匁以内 漬物一五匁以内 味噌三〇匁以内

第六条の二 出役中逃走した人夫は服役した日数に対しても日給を支給しない
第七条 保甲人夫出役または帰還の際における給与

一、軍隊行動開始前に出役した輸送人夫

汽車賃：出役または解散の途中の汽車賃実費を軍隊で支払う

日給：（一）土城に宿泊する者 金二〇銭（二）柑子林に宿泊する者 金三〇銭（三）埔里社

第九条 人夫への草鞋官給

第十条 保甲人夫の担送量。（一）

合歡山および葦萊山南峰以西は

八貫（二）前項地点以东は四

貫

第十一・十二・十三・十四条 人

夫票

第十五条 仮乗車証

この規程は、保甲人夫の給与（第六〇九条）と人夫票（第十一〇十四条）に関して詳細な定めをしていゝる。前者については、人夫の糧食や手当に關わる事項で、その出役状況に應じた待遇が考慮されていることがわかる。例えば、第七条の二にある軍隊行動開始後に出役した人夫への日給は、標高三〇〇〇メートルを越す山岳地帯の合歡山および中間以東に宿泊する者は、埔里社以西に宿

保甲		派出所第 號									
姓名	第 號	西 號									
出役日數	對スル賃金	日 間									
出役日數及	自 月 日 至 月 日	日 間									
一日ノ賃金	一日ノ賃金	金 錢									
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
月	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
月	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
月	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
月	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
上記ノ通		出役シタル事ヲ證明ス									
使役者		使役部係印									
官氏名印		監製警 察官印									

人夫渡 (現金引換用)

一、人夫不時必須此券若工之時即呈
二、出張申付日當請使役軍隊設印於使役之
三、解備之際可將此券呈上埔里社派派經
四、本券ハ解隊ノ際埔里社派派經理部員ニ
五、記官名捺印且軍隊之寫以爲証
六、人夫中既定ノ重積ヲ増送シ得サルニ老
幼年ノ者ハ相當員金ヲ引シテ得サルニ老

一、本證ハ人夫終始之ヲ所持シ引渡サレタ
二、出張申付日當請使役軍隊設印於使役之
三、解備之際可將此券呈上埔里社派派經
四、本券ハ解隊ノ際埔里社派派經理部員ニ
五、記官名捺印且軍隊之寫以爲証
六、人夫中既定ノ重積ヲ増送シ得サルニ老
幼年ノ者ハ相當員金ヲ引シテ得サルニ老

泊する者の四倍となつてゐる。

（B）臨時保甲規約標準

次に保甲における人夫の出役に関する規約として「臨時保甲規約標準」がある。その目的は、第一条に「本規約ハ官庁ノ命令ニ依ル人夫出役ニ関シ締結スルモノトス」と明記されている。各庁はこの臨時保甲規約標準通りか、若干修正するかして保甲規約を定めた。

この臨時保甲規約標準決定にあつては、大正三年三月七日付で台湾総督府の警察本署長が各庁長宛に「人夫徴用ニ関スル件」と題する以下の趣旨の照会を行つてゐる。

「タロコ蕃討伐実施にあつては、糧食その他物件輸送のため多大の人夫が必要であり、ここ数年間の人夫徴用とはその事情を異にしている。従来各庁における人夫徴用は様々で統一したところがないので、本年は出来るだけ同一事情によつて人夫を徴用し、人民の負担を軽減しかつその逃走を防止する策を講じることが最も緊要と考えられるので、この際臨時保甲規約を締結させ、人民一般に人夫出役の義務を負担させることにしたい。ついで、別紙規約草案について意見をよせていただきたい。」

発行	月
日	

発行 者印	輸送品受 領者若ハ 雜役使用 者印
人夫一日使役證	
注意	本證ハ役務終了後十日以内ニ經理部ニ差出シ現金ヲ受領スルモノトス

- 一、本證ハ雜役人夫ト運搬人夫トニ區別スルコトナク使用部隊ニ於テ毎日發行交付スルモノトス
- 二、割増ノ押捺シアルモノニハ印章一個毎ニ金貳拾錢ヲ割増スルモノトス

この照会に対し、草案（「臨時保甲規約」⁽⁹⁾）への各庁の意見（阿緞庁、南投庁、台南庁、宜蘭庁、台北庁、台中庁、桃園庁、澎湖庁）が残されている。各庁の意見が集中している条目は第四条の徴用対象年齢と免除対象者に関するもので、すべての庁から出されている。

この意見書には、保甲の実情をふまえたものが多数見られるが、桃園庁の意見書は前年の大正二年六月のガオガン方面の討伐時における出役人夫の状況が指摘されている。意見書の一部を引用してみよう。

一 理由説明

一、草案第四条ニ依ルトキハ保甲内住民ニシテ二十歳以上四十五歳以下ノ身体強壯ナル男子ハ全部人夫トシテ出役ノ義務ヲ負フコトトナリ居ルモ従来行ヒ来リタル実験ニ徴スルニ斯ノ如キ多数ノ人夫ヲ要スルコトナシ大正二年六月「ガオガン」方面蕃地前進當時ニ於ケル出役人夫延人員ニシテ桃園庁ヨリ出役シタルハ貳拾万六千余人ニ過キス之ヲ管内本島人戸数ニ鑑ミルニ昨年末三万五千九百餘戸ナルヲ以テ一戸ノ員担六人弱（延人員）ナリ故ニ一保百戸アリト仮定シ抽籤セシムルモ出役義務ヲ尽スニ至リタル者共半数に達セサリシナリ

草案では、徴用対象者が「二十歳以上四十五歳以下ノ男子」となっていたが、各庁の意見を受けて、規約標準では「二十歳以上五十歳以下ノ者」と改められた。免除者については、もともとの草案では「鉄道、通信ノ事務ニ従事スル者、官廳ニ奉職スル者、保甲役員、不具者、病者、ニシテ出役スル能ハサル者ハ保甲会議ノ議決ニ依リ出役ノ義務ヲ免除スルモノトス」となっていたが、この免除対象者に「区長・区書記・保甲書記・農会埤圳ノ事務其他公共団体ニ従事スル者」が付け加えられている。保甲組織や地域の公共の実務に携わっている者の免除対象者を拡大したのである。保甲の実情に基づく各庁からの意見が反映されているとみることができよう。

次に、第五条にも五つの庁から意見が出されている。第五条の草案では「人夫出役ノ方法ハ保内ニ於テ予メ抽籤ヲ行ヒ出役順序ヲ定メ置キ官廳ノ命令ニ依リ順次出役スルモノトス」とあったが、以下の部分が付け加わっている。「保正ハ出役人夫名簿ヲ作り豫メ抽籤ヲ行ヒ出役順序ヲ登記シ置キ官廳ノ命令ニ依リ順次出役セシムルモノトス但出役順序ハ本人ノ志望又ハ其他ノ事由ニ依リ保甲會議ノ決議ニ依リ変更スルコトアルヘシ」

第十条の醸金についても七つの庁から意見が出されているが、この条目については変更されていない。その他若干の修正を加えた形で確定した規約標準の内容を確認しておこう。

まず、「本規約ハ官庁ノ命令ニ依ル人夫出役ニ関シ締結スルモノトス」（第一条）と規約の目的が書かれ、二十歳以上五十歳以下ノ身体強壯なる者」は人夫出役する義務があると、人夫出役が保甲民の義務であるとされている。ただし、公職にある者（区長、区書記、保甲役員、壮丁団長、副団長、保甲書記、農会埤圳ノ事務其他公共団体ニ従事スル者）や身体障害者・病者などは出役の義務を免除する（第四条）。出役すべき者が事故の場合、免除する。この場合、免除された者は、資産に応じて十円以上五十円以下の醸金をすること（第九条）。「保甲内ニ本居又ハ寄留地」を持たないものでも、五日以上居住する者で居住地において出役義務を免除している者と認めた時は、保内に居住する者とみなし、出役の義務を負わせることができる（第十四条）義務を免れたり、逃走することを禁止している。この義務を免除する目的をもって他出したり、他管内に転居することの禁止（第七条）。人夫出役の抽籤前から他出し保内に不在の者で、理由なく居住地に復帰しない者は出役義務を免除するために他出した者とみなす（第八条）。出役人夫が集合時間に遅れたり逃走しないこと（第十三条）。出役人夫が逃走した時は、甲内の各家長を連座処分にする（第十六条）。

人夫出役者の選定方法は、保内における抽籤という形式を取るようになっている。出役順序を定めておき、

官庁の命令により順次出役するとしている。保の役員である保正は出役人夫名簿を作りあらかじめ抽籤を行い、出役順序を登記しておいて、官庁の命令で順次出発させるものとす（第五条）。一家に数人の出役義務者がある場合は同時に出席させないこと（第六条）

保甲民は人夫出役については、官庁と保甲役員の命令を遵守すべきであるとされている（第二条）。一方、保甲役員は、人夫の出役に関する責任が課せられている（第三条）。

出役人夫へのサポートとして醸金の規定がなされている。出役の免除を受けた者（第四条但し書きによる免除者、第九条の事故により出役免除を認められた者）や家長は、醸金をして出役者に対する利益を図る（第十条）。これらの醸出金を、出役者の家族で生活困難な者に前貸ししたり、救助を与え、または人夫携帯品の購入や出役人夫の死傷手当賞与その他必要な費用にあて、残余がある時は出役人夫全員にその出役日数に応じて分配支給する（第十一条）。保正は醸金の収支明細簿を作り、その収支を明らかにすること（第十二条）。本規約による醸金、過怠金の徴収と醸金の分配方法は庁長の許可を受けること。保正は出役業務終了後三十日以内に人夫徴収に関する収支決算を庁長に報告するものとする（第十五条）

この規約に違反した者は「百円以下ノ過怠金ヲ徴ス」と罰金を課すことも規定されている（第十七条）。

3. 保甲人夫の動員

（1）徴用予定人員の把握

保甲人夫の請求は陸軍経理部からなされるが、前もって民政部では警察本署長代理名で各庁長に対し、軍部所要の徴用予定人員を通知している。大正三年四月二十二日付で桃園庁・新竹庁・台南庁・阿緱庁、四月

二十四日付で台北庁・宜蘭庁の各庁長に宛てた通達では以下のようになっている。⁽¹²⁾ 桃園庁一八〇〇人、新竹庁二二〇〇人、台南庁二〇〇〇人、阿緘庁二〇〇〇人、台北庁三〇〇〇人、宜蘭庁一九四一人

民政部では、保安課長名で徴用対象者の実態を把握するために、各庁に対し労働状況に関する調査の照会を行っている。これについては、台北庁と宜蘭庁の調査が確認できる。⁽¹³⁾ この調査では、農繁期、農閑期、労働者の普通賃金、徴用し得る最大人員（農繁期・農閑期）を調べている。これは保甲民徴用の責任を担っている民政部として、人夫動員を効率的に行うために、保甲民の仕事の状況をどの程度考慮するか、検討の材料にしたものと考えられる。

七月一三日付で民政部警察本署長より各庁長宛に発送された通知書⁽¹⁴⁾では、「今後保甲人夫各討蕃隊物資輸送ノ為徴用ノ予定有之」として、以下のように一〇の庁から合計四万名が人夫徴用予定人員としてあげられている（※この予定人員は、七月には太魯閣蕃討伐作戦が基本的に終了しているので、次の作戦のための徴用予定と考えられる）。

台北庁	五五〇〇名	宜蘭庁	二五〇〇名	桃園庁	三〇〇〇名	新竹庁	四〇〇〇名
台中庁	六〇〇〇名	南投庁	三〇〇〇名	嘉義庁	六二〇〇名	台南庁	六〇〇〇名
阿緘庁	三〇〇〇名	澎湖庁	八〇〇〇名				
計	四〇〇〇〇名						

(2) 陸軍經理部の保甲人夫請求と出役人夫数

陸軍經理部は必要な人夫の請求を民政長官宛に行っている。その文書形式は以下の通りであった。⁽¹⁵⁾

第二号

保甲人夫請求書

大正三年太魯閣原住民討伐陸軍部隊における保申人夫徴用（一）（前）

大正三年四月十七日 台湾総督府陸軍經理部長 土屋 善亀印

民政長官 内田 嘉吉殿

討伐軍隊軍需品輸送人夫トシテ左記ノ通り出役セシメラレ度及請求候也

左記

到着月日 人員 到着地

四月二四日 參百人 土城 柑仔林、眉溪行ノ人夫ハ可成土城、埔里社ヲ經由セシメラレタシ

四月二五日 參百人 柑仔林

四月二六日 八百人 眉溪

摘要

以下、保申人夫請求書に基づき、請求月日・到着月日・徴用人員数・到着地をあげておきたい。⁽¹⁶⁾

番号 請求月日 到着月日 徴用人員数 到着地

第二号 四月一七日 四月二四日 三〇〇人 土城

四月二五日 三〇〇人 柑仔林

四月二六日 八〇〇人 眉溪

第三号 四月二一日 四月二八日 八〇〇人 霧社鞍部

四月三〇日 八〇〇人 ”

第四号 五月四日 五月二二日 一〇〇〇人 南タロワン

五月二二日 一〇〇〇人 追分

五月二三日 一〇〇〇人 ”

第五号 五月四日 五月一二日 一七五人 台中カラ目的地（※使用区域記載）⁽¹⁷⁾

大正三年太魯閣原住民討伐陸軍部隊における保申人夫徴用（一）（前）

第七号	第六号	五月二六日	可成至急	五月二〇日	五月一八日	五月一七日	五月一六日	五月一五日	五月一五日	五月一六日	五月一六日	五月一六日	五月一四日	五月一三日	五月一九日	五月一七日	五月一六日	五月一三日	五月一三日
四六〇人	四〇〇人	三〇〇人	三〇〇人	一一二人	三〇〇人	一一三〇人	八三人	六〇人	二〇〇人	三九人	二六〇人	一九五人	一四〇人	一七五人	一八〇人	三六〇人	三五八人	三人	
追分	霧社鞍部	〃	〃	〃	眉溪カラ目的地	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	二八水カラ目的地	〃	〃	〃	〃	〃	〃
		合計																	

大正三年太魯閣原住民討伐陸軍部隊における保申人夫徴用（一）（前）

第一五号	六月二七日	七月二日	一〇〇〇人	霧社倉庫
	六月二七日	六月三〇日	一〇〇〇人	"
	六月二八日	六月二九日	一〇〇〇人	"
	六月二八日	六月二九日	一〇〇〇人	"
	六月二七日	六月二七日	一〇〇〇人	"
第一四号	六月二二日	六月二六日	一〇〇〇人	霧社鞍部
	六月二二日	六月二二日	一〇〇〇人	"
第一三号	六月一六日	六月二一日	一〇〇〇人	ルツピ倉庫
第一二号	六月一四日	六月二〇日	一〇〇〇人	霧社鞍部
	六月九日	六月九日	一〇〇〇人	"
第一一号	六月三日	六月八日	一〇〇〇人	霧社鞍部
第一〇号	五月二五日	五月三一日	八〇〇人	埔里社倉庫
	五月三〇日	五月三〇日	五〇〇人	"
	五月二九日	五月二九日	一〇〇〇人	"
	五月二八日	五月二八日	一〇〇〇人	"
第九号	五月二二日	五月二七日	一〇〇〇人	霧社倉庫
第八号	五月二二日	五月二五日	一六八人	埔里社
第八号	五月二二日	五月二六日	一五〇〇人	霧社各倉庫（※第八号は二種類出されている）
	五月二六日	五月二六日	七四〇人	ポアルン

第一八号	七月一六日	七月一七日	三〇〇人	草鞋屯
第二〇号	八月一日	八月五日	六〇〇人	基隆
第二一号	八月二六日	九月三日	五〇人	基隆
第一七号	七月一〇日	七月一〇日	四〇〇人	集々(※) ⁽¹⁸⁾
第一八号	七月一六日	七月一七日	三〇〇人	草鞋屯
第一九号	七月一八日	七月一八日	九〇〇人	土城
第二〇号	八月一日	八月五日	六〇〇人	基隆
第二一号	八月二六日	九月三日	五〇人	基隆
第一六号	七月一日	七月四日	五〇〇人	花蓮港倉庫
第一七号	七月一〇日	七月一〇日	四〇〇人	集々(※) ⁽¹⁸⁾
第一八号	七月一六日	七月一七日	三〇〇人	草鞋屯
第一九号	七月一八日	七月一八日	九〇〇人	土城
第二〇号	八月一日	八月五日	六〇〇人	基隆
第二一号	八月二六日	九月三日	五〇人	基隆

以上の陸軍請求人夫数（到着月日四月二四日〜九月三日）を合計すると三八七七一人となる。（※請求書の第一号と第一九号を除く）

ちなみに、陸軍経理部は「経理部出役人夫人員表」という資料を作成している⁽¹⁹⁾。これは、四月二一日から六月二八日までの出役人夫数をあげたもので、逃走人員、帰還人員、病死を引いた差し引き残りとなっている。この人夫人員表によると、出役人員の合計は二三五〇〇人となっている。

陸軍経理部の請求人夫数の合計三八七七一人から六月二八日以降の一四一五〇人を引けば二四六二一人と

表 1

經理部出役人夫人員表					
月 日	出役人員	逃走人員	帰還人員	病死	差引残
四月廿一日	六〇〇				六〇〇
廿二日	六〇〇				一、二〇〇
廿四日	一、九〇〇				三、一〇〇
廿五日	三〇〇				三、四〇〇
廿六日	八〇〇				四、二〇〇
廿八日	八〇〇				五、〇〇〇
三十日	八〇〇	三三九	五八二		四、八四九
五月十九日	一、〇〇〇		一、〇〇七 <small>(解雇)</small>		四、七四二
二十日	一、〇〇〇				五、七四二
廿一日	一、〇〇〇				六、七四二
廿四日	一、二〇〇		五三八 <small>(解雇)</small>		七、四〇四

月 日	出役人員	逃走人員	帰還人員	病死	差引残
五月廿五日	一、〇〇〇				八、四〇四
廿六日	一、〇〇〇				九、四〇四
廿七日	一、〇〇〇				一〇、四〇四
廿八日	五〇〇				一〇、九〇四
六月 一日			八七八		一〇、〇二六
二日			五一		九、九七八
四日			二五四		九、七二四
五日			五二		九、六七二
六日			一九		九、六五三
	一、〇〇〇				一〇、六五三
七日	一、〇〇〇				一一、六五三
		六			一一、五八八
			六五		一一、五八八
九日				二	一一、五八六

大正三年太魯閣原住民討伐陸軍部隊における保申人夫徴用（一）（前）

”	”	”	”	”	”	”	”	”	”	”	”	”	”	”	月日
十九日	十八日	十七日	十六日		十五日	”	十四日	十三日	十二日	十一日	十一日	十日			出役人員
											一五二				逃走人員
一八八	一七四	一五四	一五七		一三二		一四五	一九三	二二七			五九			帰還人員
				二四		四					三				病死
九、九九二	一〇、一八〇	一〇、三五四	一〇、五〇八	一〇、六六五	一〇、六八九	一〇、八二〇	一〇、八二四	一〇、九六九	一一、一六一	一一、三七三	一二、五二四	一一、五二七			差引残

	合	”	”	”	”	”	”	”	”	”	”	”	”	”	月日
	計	廿八日	廿七日	廿六日	廿五日	廿四日	廿三日	廿二日	廿一日			二十日			出役人員
	三、五〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇						三、〇〇〇			逃走人員
	五、五五〇						七五	七八	七九		一三九				帰還人員
	三三														病死
		一七、六二一	一六、六二一	一五、六二一	一四、六二一	一三、六二一	一二、六二一	一一、六九六	一一、七七四	一一、八五三	一一、九九二				差引残

なり、「経理部出役人夫人員表」の出役人員の合計二三五〇〇人とかかなり近似した数値となる。

以上から、陸軍請求人夫数が実動出役人員にほぼ匹敵すると考えられるので、太魯閣討伐陸軍部隊に動員された保甲人夫数は約四万人とみられる。

（3）人夫の輸送

陸軍経理部の保甲人夫請求を受けて、民政長官は各庁に対して所要する陸軍部隊への引渡しを要請するとともに、人夫の輸送計画を立て通知した。輸送は、汽車による陸上輸送と船舶による海上輸送が行われている。

A 汽車輸送

人夫の動員と輸送がどのように行われたか、人夫徴用の初期段階の状況をよく示している台南庁の事例について見てみよう。陸軍経理部から四月二一日付けで四月二八日と三〇日に合計一六〇〇名の人夫徴用を請求された民政部は、台南庁に徴用人夫の引渡しを要請する以下の通達文を台南庁にだしている。⁽²⁰⁾

第九四三号

至急

大正三年四月二三日

警察本署長 保安課長

(印)

警務課長

(印)

民政長官（委任印）

総督（委任印）

年月日 民政長官代理

台南庁長宛

保甲人夫徴用ノ件

生蕃討伐軍隊ノ物資輸送ノ為左記ノ通保甲人夫ヲ徴用シ大正三年討伐陸軍部隊所要保甲人夫徴用規程第五條前段ニ依リ巡查、巡查補ヲ附シ尚諸般ノ取締ニ任セシムル為警部補名ヲ附屬セシメ別表ニ依リ汽車輸送ヲ為シ到着地陸軍經理部員ヘ引渡可被成
右依命通達ス

追テ警察官ニハ民装セシメラルルヘク為念申添候

左記

到着月日	人夫人員	到着地名	摘要
四月二八日	八百人	南投庁霧社鞍部	四月二六日土城宿泊、二七日埔里社宿泊
四月三十日	八百人	同	四月二八日土城宿泊、二九日埔里社宿泊

注意一、目下軍隊ハ行動開始セサルモ此ノ人夫ハ行動開始後モ使役スル等ニ付身体強壯ニシテ担

送ニ差支ナキ者ヲ選抜徴用セラルヘシ

二、人夫ハ各自昼食ヲ携帯セシメラルヘシ

保甲人夫徴用にあたって、物資輸送にあたる人夫に監督の警察官をつけて汽車輸送し、到着地の經理部員に引き渡すこととされ、人夫の到着日、人夫人員、到着地名と宿泊地が記入されている。

この要請に対し、台南庁長は、四月二五日付で、以下のように要請された人夫の徴用が順調に進んでいる旨民政部に通報している。⁽²⁾

本保第五二七號

大正三年四月二十五日

臺南廳長 松木茂俊

民政部警察本署長代理

警視中山佐之助殿

臺南警本第二七〇六號

人夫徵用二関スル狀況通報

討伐軍隊ニ付屬スヘキ人夫徵用ニ付テハ囊ニ民政長官ノ通達アルヤ夫々計画ヲ立テ一面保甲役員等ニ對シ大体ノ方針ニ就テ豫メ訓示ヲ與ヘ遽カニ恐慌ヲ來スコトナカラシムル様仕向ケ置キタリシカ本月二十日付ヲ以テ人夫千六百名（本月二十六日出発ノ分八百名同月二十八日出発ノ分八百名）徵用ノ電命ニ接シタルヲ以テ直チニ之ヲ各所轄男人口ニ照シ別表ノ如ク最モ公平ニ割當テ且ツ各保民ノ釀出ニ依リ一人一日五六十錢位ノ補助ヲ與フルト共ニ相當前貸シヲモナスコト、ナリ徵用方ニ着手シタルヨリ直轄各支廳下ニ別ニ民心ノ動搖等ヲ見ルコトナク寧ロ地方ニ依リテハ全部希望者ヲ以テ徵用シ得タル有様ニテ明日出發スヘキ第一回輸送ノ分八百名ハ既ニ携帶品其他一切ノ準備整ヒアリテ好都合ニ輸送シ得ル見込ニ候条不取敢通報ス 終

五月七日付けで、民政長官代理より桃園・新竹・台南・阿緞各庁長宛に、人夫を徵用し所要陸軍部隊に引き渡すようにとの通達がだされている。この通達には、各庁単位で、集合地・集合日時（五月一二日～二三日）・所要部隊名・所要人員が記載された一覽表（「生蕃討伐軍隊所要人夫集合場所及集合時間一覽表」）が添付されている。⁽²³⁾ 所要人員は、桃園庁一八〇七人・新竹庁二〇〇〇人・台南庁四二二人・阿緞庁一〇〇〇人。一

覧表の一例として、新竹庁の分をあげておきたい（表2）。この人夫は五月二二日二三日に追分に集合する人夫で、追分の陸軍經理部倉庫の所要であることがわかる。

表2 新竹廳ノ分

集合場		生蕃討伐軍隊所要人夫集合場及集合時間表	
追分	集合日時	所	要
五月廿二日	陸軍經理部倉庫	一、〇〇〇	五月廿日土城宿泊廿一日埔里社宿泊廿一日追分着
五月廿三日	同	一、〇〇〇	五月廿一日土城宿泊廿二日埔里社宿泊廿三日追分着
總計		二、〇〇〇	

ちなみに、この新竹庁分は、保甲人夫請求書第四号の「五月二二日到着月日・人員二〇〇〇名・到着地追分」に対応している。これは請求書の欄外に「新竹」と書き込まれているので確認できる。

また、阿緞庁分の一覧表のうちで、南タロワンの所要人員一〇〇〇人は、保甲人夫請求書第四号の「五月二二日到着月日・人員一〇〇〇名・到着地南タロワン」に対応している。これは新竹庁の事例と同じく、請求書の欄外に「阿緞」と書き込まれているので確認できる。

以上の人夫輸送については、五月九日付けで下車駅のある台中庁長宛に「人夫輸送表」⁽²³⁾が発送されている。下車の日時・時間・駅名、人夫人員、人夫所属庁名が記されている。なお、この通知では混雑しないよう配慮を求めている。⁽²⁴⁾

五月二六日と二七日、嘉義庁（一四〇〇人）と台南庁（一六〇〇人）から動員される人夫の「人夫汽車輸送表」がある。これには、月日・発着時間・乗車下車駅名・乗車下車人員が記されている。⁽²⁵⁾

表3 人夫輸送表

合計	月日											時間	駅名	人夫人員	人夫所属庁名	摘要			
	同二十一日	同二十日	同二十日	同十九日	同十八日	同十八日	同十七日	同十七日	同十七日	同十六日	同十五日						同十四日	同十三日	同十三日
	同上	後十一時四十六分	後十一時四十六分	後一時四十五分	後一時四十五分	後一時四十五分	後十二時九分	後一時四十一分	後十二時四十七分	後三時四十分	前十一時四十分	後一時四十一分	後三時四十分	前十一時四十二分	後一時四十一分	台中	一七五	桃園庁	台中二下車シ台中ノ各部隊へ配属
	同	同	同	同	台中	台中	二八水	台中	二八水	台中	台中	同	二八水	同	台中	一七五	桃園庁	台中二下車シ台中ノ各部隊へ配属	
六、〇五三	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一七五	三〇〇	二〇〇	一八〇	一一二	二九九	三六〇	同	四一三	同	同	同	同	同	同
	同	新竹庁	阿緞庁	桃園庁	台南庁	阿緞庁	桃園庁	台南庁	阿緞庁	阿緞庁	同	桃園庁	同	同	同	同	同	同	同
	同	同	同	台中二下車シ各部隊へ配属	台中二下車シ土城ニ至リ宿泊	台中二下車シ土城ニ至リ宿泊	二八水二下車シ各部隊へ配属	台中二下車シ直ニ各部隊へ配属	台中二下車シ直ニ土城ニ至リ宿泊	二八水二下車シ同地ノ各部隊ニ配属ス	台中二下車シ台中ノ各部隊へ配属ス	台中二下車シ直ニ土城ニ至リ宿泊ス	台中二下車シ台中ノ各部隊へ配属	二八水二下車同地ノ各部隊へ配属	同	同	同	同	同

六月八日と九日到着地霧社鞍部、人夫それぞれ一〇〇〇人の請求（保甲人夫請求書第一号）に対しては、台中庁と嘉義庁に動員がかけられた。⁽²⁶⁾ それぞれ「第一表 保甲人夫徴用人員表」と「第二表 保甲人夫汽車輸送時間表」が作成されている。ここでは、台中庁の第一表（表4）と第二表（表5）をあげておきたい。

第一表

表4 保甲人夫徴用人員表

備考	到着月日	到着地	徴用人員	摘要
	六月八日	霧社鞍部	一、〇〇〇	

保申人夫徴用人員表
臺中庁

此人夫霧社ノ前方ニ使役スルモノニテ何ノ地ニ於テ引渡ヲ了スルモノナルヤ不明ニ付霧社駐屯ノ経理部員ノ指示ニ依リ引渡地点迄警察官ヲシテ引率セシムモノトス

六月二〇日到着地霧社鞍部、人夫一〇〇〇人の請求（保甲人夫請求書第二号）に対しては、新竹庁と台南庁に動員がかけられた。⁽²⁷⁾ この内、新竹庁の徴用人夫五〇〇〇人に関して、同庁からは民政部警察本署長宛に乗車時刻を知らせるよう求める文書が残っている。⁽²⁸⁾

七月二日から六日到着で人夫合計五〇〇〇人、到着地霧社鞍部の請求（保甲人夫請求書第一五号）⁽²⁹⁾ に対しては、台北庁・新竹庁・桃園庁・台中庁・台南庁・阿緘庁に動員がかけられている（「人夫徴用人員表」）（表6）。

表5 保甲人夫汽車輸送時間表

第二表

注意	乗車		駅名	人員	摘要
	月日	時間			
一、人夫及警察官二八昼食ヲ携帯セシメラレタシ 二、五百六十二人ハ陸行セシムルモノトス	六月六日	午前七時四十六分発	田中央	一〇二人	普通列車上り一番
	同	同八時五十九分	大肚	一〇二人	
	同	同九時廿三分着	台中	二〇四人	
	同	同十一時八分発	田中央	六一人	
	同	午後〇時四十七分	台中	六一人	普通列車上り二番
	同	午前九時〇一分発	後里庄	六一	
	同	同九時四十分	胡芦墩	六一	普通列車下り一番
	同	同十時十五分発	台中	一二二人	
	同	午後一時六分発	胡芦墩	五一	普通列車上り二番
	同	同一時四十一分着	台中	五一一人	

表6 人夫徴用人員表

		人夫徴用人員表						
		臺北廳						
		到着月日	到着地	徴用人員	経路			
備考 一、台中ニ於テ健康診断ヲ為ス 二、人夫及警察官ハ昼食携帯ヲ要ス	七月三日	霧社	五〇〇人	七月一日台中下車土城宿泊七月二日埔里社宿泊七月三日霧社着				
	七月六日	同	〇〇〇人	七月四日台中下車土城宿泊七月五日埔里社宿泊七月六日霧社着	阿緞廳			
	七月四日	霧社	五〇〇人	七月二日台中下車土城宿泊七月三日埔里社宿泊七月四日霧社着				
	七月五日	同	〇〇〇人	七月三日土城宿泊七月四日埔里社宿泊七月五日霧社着	台南廳			
	七月二日	霧社	五〇〇人	六月三十日土城宿泊七月一日埔里社宿泊七月二日霧社着				
	七月三日	霧社	五〇〇人	七月一日台中下車土城宿泊七月二日埔里社宿泊七月三日霧社着	台中廳			
	七月四日	霧社	五〇〇人	七月二日台中下車土城宿泊七月三日埔里社宿泊七月四日霧社着	桃園廳			
	七月二日	霧社	五〇〇人	六月三十日台中下車土城宿泊七月一日埔里社宿泊七月二日霧社着	新竹廳			

B 海上輸送

人夫輸送のもう一つの方法として、台湾東部の海上輸送がある。基隆港と花蓮港を結ぶルートである。五月に「花蓮港方面討伐隊輸送計画」⁽³⁰⁾が作成されている（表7）。この輸送計画表は、基隆と蘇澳を乗船地とし、五月二三日から二七日にかけて花蓮港に上陸予定の船名、出帆時間、上陸地、入港時間、輸送人員が記されている。ちなみに、輸送人員の内訳は、討伐軍の応援隊（台北・宜蘭・台中・南投・警察本署・桃園・新竹）二二四七人、職工と人夫の監督者（警察官）一八人、職工及人夫五二二九人である。この内、（保甲）人夫は「職工及び内地人夫」二八八人を除くと四九四一人である。

七月には、船舶による帰還人夫の輸送が本格化する。人夫帰還にあたっては、陸軍経理部長より民政長官宛に上陸地・船名・乗組人員・出航月日・入港月日が記入された「人夫帰還之件通牒」⁽³¹⁾がだされた。（八月十日）出航以降の分については、下車駅名が記入されている。冒頭の番号は、文書番号で、臺經庶第〇〇号と記載されている。）

上陸地 船名 乗組人員 出航月日 入港月日

摘要

三〇五 基隆 奉天丸 一一四 八月 二日

十一〇 甲

同 小倉丸 五〇〇 八月 三日

同 安平丸 七六〇 同

打狗 撫順丸 五四三 八月 七日

三一三 基隆 長春丸 二 八月 八日

一〇

庁別及鉄道下車駅ハ追テ通知ス

台中庁

桃園庁

一三

新竹庁

三二〇 號	基隆	小倉丸	五五八	八月十八日	外二引率警察官一名、※下車駅名記入あり
三三〇 號	基隆	長春丸	一二〇	八月二〇日	外二引率警察官三名、※下車駅名記入あり
三四二 號	基隆	長春丸	一〇一	八月二五日	外二引率警察官台南庁二名、桃園庁一名
三五〇 號	打狗	長春丸	四〇〇	八月二八日	外二監督巡查阿緘庁一名、嘉義庁一名
三六六 號	打狗	長春丸	一六六	九月 九日	外二監督巡查阿緘庁、台南庁、嘉義庁一名宛
三七四 號	打狗	福岡丸	七九	九月二日	外二桃園庁巡查補一名
三七五 號	基隆	長春丸	六九三	九月一五日	外二監督警察官桃園庁警部補以下九、新竹
三九〇 號	基隆	長春丸	二八五	九月二五日	庁二、台中庁一、※下車駅名記入あり

人夫の帰還人夫輸送に際しては、「人夫輸送計画一覽表」⁽³²⁾が作成されている。引率警察官新竹庁警部補一、台北庁巡查三

・「新募帰還人夫輸送計画一覽表」帰還人夫輸送分 七月二四日〜八月二日花蓮港発（基隆着）、船数九、輸送人員四〇〇
 送人員五〇〇〇人（船名）小倉丸・奉天丸・安平丸・撫順丸・長春丸

（※新募人夫の輸送は以下の通り：七月二四日〜二八日基隆港発花蓮港着、船数九、輸送人員四〇〇〇
 人。なお、この計画表には大幅な修正が加えられており、予定の変更がしばしば行われたことが窺
 われる。）

・「帰還人夫輸送計画表」七月三〇日〜八月三日花蓮港発（基隆港着）、船数五、輸送人員二
 五四一人（船名）小倉丸・長春丸・安平丸・奉天丸

・「討伐軍隊及人夫輸送計画」八月二八日〜九月一日花蓮港発（基隆港着三隻、打狗港着三隻、卑南港着一

隻）、船数七、輸送人員二七二八人余（他に、軍隊將校四人、下士卒九四人など）（船名）長春丸・奉天丸・福岡丸

（4）人夫健康診断の実施

徴用人夫の選抜にあたって、四月二二日付けで警察本署長代理から各庁長宛に「徴用する人夫は討伐が終了するまで交代させない筈になっているので、最も身体強壯な者を選抜して徴用するように」との通牒が⁽³³⁾送られている。

ところが、実際に徴用された人夫は使役する軍隊側からみて満足のいくものでなかったことは、五月一日、台湾總督府陸軍經理部長から台湾總督府民政長官宛に出された「保甲人夫二関スル件通牒」⁽³⁴⁾で、軍隊付きの専属人夫の体質がかわく、定められた荷物の担送に耐えられないだけでなく、各自の携帯品が多量でますます負担力が落ち、部隊からの苦情が続出するだけでなく行動にも支障が生じていることが少なくないので、将来の徴募にあたってはこのような者が出ないように配慮してほしい、と要請していることから窺える。この通牒を受けて、五月二一日、警察本署長より各庁長宛に、陸軍より苦情があつたので将来人夫徴用の際には一層注意するように、との通牒が出されている。⁽³⁵⁾

しかし、「今回ノ保甲人夫中ニハ最初ヨリ全ク労働ニ堪ヘサルモノ（老衰従来ヨリ疾病ニ罹リ居リタルモノハ不具者ノ類）多数アリ」（六月四日、台中庁）との報告にあるように、この通牒が各庁で徹底されたかどうかは疑問である。

そこで、汽車下車地点で各庁から送られてきた人夫の健康診断を実施するようになったと考えられる。汽車下車地点（台中駅または員林駅）における健康診断がどの段階から行われたかは不明であるが、所轄の台中庁長から民政部警察本署長にあてた通報により、六月末から七月の健康診断の結果がわかる。以下、①健

康診断実施日時、②健康診断実施場所、③検査対象人員、④不合格者数、の順で表記する。

- a. ①六月二七日午後二時 ②台中駅 ③新竹庁五〇〇名、阿緞庁五〇〇名 ④新竹庁二四名、阿緞庁三〇名、合計五四名

- b. ①六月二八日午後一時 ②台中駅 ④台南庁一〇〇〇名 ④一一三名

- c. ①六月三〇日 ②台中駅 ③台中庁五〇〇名、台北庁五〇〇名 ④台中庁六九名、台北庁二二名

- d. ①七月二日 ②台中駅 ③阿緞庁五〇〇名 ④八九名

- e. ①七月三日 ④四名（※阿緞庁の人夫のうち病気を申し出た者を再診断）

- f. ①七月四日 ②員林駅 ③台南庁一〇〇〇名 ④一四二名

- g. ①七月五日 ③台中庁一〇〇〇名 ③七三名

- h. ①七月六日 ②員林駅 ③台南庁五〇〇名 ④五一一名

- i. ①七月七日 ②台中駅 ③新竹庁五〇〇名 ③四二名

- j. ①七月九日 ②台中駅 ③嘉義庁五〇〇名 ③五〇名

- k. ①七月一八日 ②員林駅 ③台中庁一七〇〇名 ③六一一名

全検査対象人員に対する不合格者の割合は八・九%となる。すでに各庁から徴用され、汽車下車地点まで輸送されてきた人夫のうち、約一割近くが不合格というのはけつこう高い数字といことになるだろう。四月から始まった討伐軍の徴用も後半から終了の時期にさしかかっており、軍が求める「身体強壯な者」の徴用がかなり困難になっている状況が窺える。

4. 出役人夫の状況

（一）報告書の種類

保甲人夫が出役中におかれていた状況については、以下の三種類（A）（B）

（C）の報告書がある。

（A）保甲人夫出役調査表

各庁長（台北、宜蘭、桃園、新竹、台中、南投、嘉義、台南、阿緞）が民政部に提出した調査表。民政部は五月二七日付の通牒⁽³⁸⁾で、六月一日に、さらに行動中は毎月一五日と月末に報告するよう求めている。調査表の雛形は下記の通りである（※原資料は縦書き）。

（B）六月出役人夫調査報告書

統一した調査項目に基づいて各庁長から六月下旬に提出された。調査項目は以下の通りである。

- 一、最初より出役したる人夫の総人員
- 二、逃走死亡病氣帰還の人員
- 三、現在出役総人員
- 四、一保平均出役人員
- 五、人夫出役に付ての民情
- 六、病氣帰還者の帰郷後に於ける談話の状況
- イ糧食の状況
- ロ軍隊及倉庫員の工夫使役の状況
- ハ患者帰還途中各倉庫給与の状況及軍医の患者に対する状況
- ニ帰郷後に於ける疾病の状況
- ホ人夫の感想
- 七、警察官の人夫に対する状況
- ハ、ポアルン及合歡山前方に於ける人夫小屋の状況
- 九、人夫の荷物担送の重量
- 一〇、逃走人夫過怠処分の状況及過怠金額（最高最低）
- 一一、保甲醸金の状況
- 一二、過怠処分及醸金に対する民情

保申人夫出役調査表（五月三十一日調査）何 廳

本期間出役数	帰還者数	逃走者数	病氣後 送者数	差引現在 出役数	引 率 官			
					警部	警部補	巡査	巡査補

備考

引率官ノ数ハ現在数ヲ記入スルコト

（A）の数字だけの調査に比べて、調査項目は詳細かつ具体的な状況報告を求めるものになっている。討伐軍の進攻につれて様々な問題が出てきた中で、出役人夫の状況を正確に把握し、必要な対策を検討するとう意図の下に各庁に詳しい報告を求めたと考えられる。

この報告は、新竹庁、桃園庁、嘉義庁、台南庁の四庁から出されたものが確認できる。

（C）人夫状況報告書

各庁から出された人夫状況の報告書。人夫の監督にあつていた警察官から各庁へ出された報告や所属の支庁から庁への報告を民政部に通報したものが含まれている。監督警察官からの報告は、出役人夫がおかれた状況をとりわけ具体的に伝えている。

庁別に報告数をあげてみると、台中庁一二、嘉義庁六、新竹庁一、桃園庁一、台南庁一、阿緱庁一と、二つの庁に集中している。台中庁・嘉義庁以外の各庁から派遣された監督警察官からの報告がなかったとは考えられないので、資料の残存状況の結果であると考えるべき。いずれにしても、報告から全体状況を把握するには限界があるが、具体的な個別報告は全体の状況を推察する上で有効な材料を提供していることは間違いない。

（2）保甲人夫出役調査表（A）と六月出役人夫調査報告書（B）の集計表³⁹

表8の保甲人夫出役調査表は、各庁から出された保甲人夫出役調査表（A）と調査報告書（B）を各庁毎にまとめたものである。

（3）出役人夫のおかれていた状況

（A）・（B）・（C）三種類の報告書をもとに、出役人夫がおかれた状態について検討してみたい。项目的にあげれば、まず、①高山地帯における物資輸送の困難さ、と②気候条件の厳しさがあげられる。その上に、③

大正三年太魯閣原住民討伐陸軍部隊における保申人夫徴用（一）（前）

表8 保申人夫出役調査表（注、*印は朱書の部分を表している）

庁名	調査日	本期間 出役数	帰還者数	逃走 者数	病気後 送者数	差引現在 出役数	引率者				備考	
							警部	警部補	巡查	巡查補		
台北	5・31	3300	—	—	1	3299					※1	
	6・15	3300	—	5	36	2959					※2	
	6・末	4890	127	16	90	4657					※3	
宜蘭	5・31	2241	—	—	—	2241	—	4	10	—		
	6・15	—	1	—	職死4 病死1	2235	—	—	—	—		
	6・30		病気16	13	負傷2 病死4	2200	—	—	—	—		
	7・15	2166	事故1 病気25	8	—	2166	—	—	—	—		
	7・31	1000	解隊1481 病気27	14	5 死亡7 負傷2	1630	—	1	5	—		
	8・15	350	435	7	1	1537	—	—	—	—		
	桃園	5・31	2147	—	15	23	2109	—	1	10	—	
		6・15	2109	11	29	39	2030	—	1	10	—	※4
6・26		2947		50	139 戦病死14 その他4	2740					※5	
6・30		2816	4	37	123	2652	—	1	10	1	※6	
7・15		3183	5	3	96	3079	—	2	17	2	※7	
7・31		4604	12	5	128	4459	—	1	19	2	※8	
新竹		5・31	2403	—	—	1* 3	2399	1	4	17	5	※9
	6・15	2399	—	30	37 4*	2328	—	—	17 1*	5	※10	
	6・	3400		31	40 死亡5	3324						
	6・30	2328* 1000	13	—	—	3315	—	—	21 2*	6	※11	

大正三年太魯閣原住民討伐陸軍部隊における保申人夫徴用（一）（前）

庁名	調査日	本期間 出役数	帰還者数	逃走 者数	病気後 送者数	差引現在 出役数	引率者				備考
							警部	警部補	巡查	巡查補	
台中	5・31	4760	1522	706	308	2224	1	3	70	—	
	6・15	3224	289	14	134	2784	1	3	70	—	※12
	6・26	7260	1811	720	625	4101					※13
	6・30	4715	—	42	194	4477	1	3	91	—	※14
	7・15	5405	—	172	330	4894	1	3	86	—	※15
					死亡者3						
南投	5・31	1430	793	4	63	570	—	—	—	—	※16
		168*	—	3*	—	165*	—	—	—	—	
	6・15	857	690	4	24	709	—	—	—	—	※17
		—	—	—	15*	150*	—	—	—	—	
	6・30	400	240	12	183	877	—	—	—	—	※18
				1*	20*	130*	—	—	—	—	
	7・15	1126	1096	1	55	851	—	—	—	—	※19
		2600*	—	—	17*	2712*	—	—	—	—	
	7・31	30	686	11	8	176	—	—	—	—	※20
		400*	2746*	34*	218*	114*	—	—	11*	—	
嘉義	5・31	2100	332	254	202	1312	—	1	17	8	※21
	6・15	1700	—	41	82	1567	1	—	15	8	※22
					死亡者10						
	6・26	3800	944	295	284	2267	1	—	15	8	※23
					死亡者10						
	6・30	700	3	29	279	1949	1	—	17	10	※24
					死亡者7						
	7・15	500	50	30	264	2097	1	—	20	9	※25
				死亡者8							
	7・31	—	96	44	226	1606	1	—	20	9	※26
				死亡者25							
台南	5・31	3612	1281	53	266	2012	—	1	30	2	※27
	6・15	2012	1	14	78	1907	—	1	32	1	※28
					12*						
	6・	5612		43	584	4012					
				死亡者25							

大正三年太魯閣原住民討伐陸軍部隊における保申人夫徴用（一）（前）

庁名	調査日	本期間 出役数	帰還者数	逃走 者数	病気後 送者数	差引現在 出役数	引率者				備考
							警部	警部補	巡查	巡查補	
台南	6・30	4012	—	8	265 9*	3739	2	1	50	2	※29
	8・15	6512	1843	73	1670 66*	2860	2		119	—	※30
		6512	—	63	1595 65*	4789	2	2	60	2	※31
阿緘	5・31	2334	5	1	36	2292	—	1	52	—	
	6・15	2292	77	53	166	1989	—	2	52	—	※32
	6・30		16	193	378 11*	2506	—	2	52	—	※33
	7・21	2006	140	75	217	2574	—	3	60	2	
	7・31	2574	116	77	203 8*	2170	—	1	45	—	※34
	8・15	2170	940	42	184	999	—	—	16	—	

- ※1 備考 病気後送者一八死亡ナリ（電死）
- ※2 備考 病気後送者ノ中一名ハ電死
- ※3 備考 帰還後一二七名ハ南投方出役者ナルカ健康診断ノ結果不合格トナリタル者ナリ
- ※4 備考 帰還者数欄一名ハ戦病死ヲ表ス
- ※5 備考 本表中第一回ハ五月一二日、五月一三日、五月一四日、五月一五日、五月一六日、五月一七日、五月一九日
第二回ハ五月二四日、第三回ハ六月一九日、第四回ハ六月二四日出発セシメタルモノナリ
其他トアルハ一度出役命令ニ応シタルモ討伐隊ヘ到達セス途中事故ニ依リ討伐隊ヘ引渡能ハサルモノナリ
- ※6 備考 帰還者数四名ハ戦病死ヲ示ス
- ※7 備考 帰還者数五名ハ戦病死ヲ示ス
- ※8 備考 帰還者数一二ハ戦病死者ヲ示ス
- ※9 備考 一、引率官警部警部補八人夫引渡後帰庁シタリ
二、病気後送者欄ノ朱書一名ハ合歡山ニ於テ死亡シタルモノ

大正三年太魯閣原住民討伐陸軍部隊における保申人夫徴用（一）（前）

三、同欄ノ三名ハ派遣途中罹病帰還シタルモノ

四、前項三名ハ五月廿四日第二回派遣ノ際補充シタルヲ以テ出役者欄ニ二名増加シタリ

※10 備考 一、本期間出役欄朱書人員ハ五月三十一日調現員ナリ

二、病氣後送欄朱書四ハ死亡

三、引率官巡查欄朱書一ハ病氣後送途中ニアル者

※11 備考 本期間出役数欄朱書ハ六月十五日現在出役数

引率官巡查欄二一中ニハ六月廿七日派遣者五ヲ含ム同欄朱書二ニハ病氣後送途中ニアル者

※12 備考 外ニ病死三名アリ

※13 備考 内訳

月 日	行先地	員数	備考
四月二十一日	土城	六〇〇	
〃 二十二日	柑仔城	六〇〇	
〃 二十四日	埔里社	一六〇〇	
五月二十四日	追分	四六〇	
〃 二十七日	霧社	一〇〇〇	
〃 二十九日	同	五〇〇	
六月 八日	霧社	一〇〇〇	
〃 二十三日	同	五〇〇	
〃 二十五日	同	一〇〇〇	
合計		七二六〇	

外ニ四月二十七日土城行土木局ノ分四〇〇名

一保平均出役人員八人九分（保数八五八保）

※14 備考 外ニ出役人夫病死二名ナリ

※15 備考 外ニ出役人夫九名病死

※16 備考 朱書ハ軍隊所要徴用人夫ナリ

※17 備考 一、本表中朱書ハ軍隊所要徴用人夫ナリ

一、本表以外ニ台車後押又ハ経理部常用等ニ使用ノ為メ保甲人夫トシテ出役ヲ免除セシモノ五百三十七名アリ

大正三年太魯閣原住民討伐陸軍部隊における保申人夫徴用（一）（前）

- ※18 備考 一、本表中朱書ハ軍隊所要徴用人夫ナリ
一、本表以外二台車後押二使用ノ為保甲人夫出役免除セシモノ六十名アリ
一、本表ニ於テ病氣帰還者比較的多数ナルハ前期報告洩レノ分アルニ因ル
- ※19 備考 一、本表中朱書ハ軍隊所要徴用人夫トス
一、本期間出役数中保甲人夫尙千名ハ運送店請負人夫トス
- ※20 備考 本表中朱書ハ軍隊所要黒書ハ道路開鑿隊等ニ出役シタル普通保甲人夫ナリ
- ※21 備考 本表外ニポアルンヘ出張人夫監督ニ従事シ居ルモノ巡查六名及患者輸送ニ従事スルモノ四名アリ
- ※22 備考 一、本期間出役数欄ニハ五月二十六日、二十七日（第二回）輸送シタルモノ七〇〇名及六月七日（第三回）輸送の一〇〇〇名ヲ計上シヌタ逃走者数以下ノ異動ハ六月一日以降ニ於テ生シタルモノトス
二、本表外ニポアルンヘ出張人夫監督ニ従事スルモノ巡查六名及患者輸送ニ従事スルモノ巡查四名アルハ前回報告ノ通り
三、本表ニ便宜上死亡者ノ一欄設ク
- ※23 備考 一、表中ノ事故ハ六月十五日現在トス
二、引率官六月十五日現在警部一、巡查一五、巡查補八名ナリ
三、第一回四月二十六日、第二回五月二十六日五〇〇五月二十七日二〇〇第三回六月七日、第四回六月十九日
四、死亡者十人ノ内凍死者六人傷死者一人病死者三人ナリ
五、六月十五日以降ニ於テ（病氣帰還者百十五名。逃走者五名）アルモ是レハ単ニ引率警察官ヨリノ報告ニシテ正確ノモノニアラス
- ※24 備考 一、本期間出役数欄ニハ六月十九日及六月二十六日輸送ニ係ルモノヲ計上ス
二、帰還者三八体格検査ノ結果不合格トナリテ帰還シタルモノナリ
三、帰還者数以下ノ異動ハ六月十六日以降ニ於テ生シタルモノトス
四、本表外ニ別二人夫監督ニ従事スル者巡查六名及患者輸送ニ従事スルモノ巡查四名アルハ前回通報ノ通り
三、本表ニ便宜上死亡者ノ一欄設ク
- ※25 備考 一、本期間出役数欄ニハ七月八日輸送ニ係ルモノトス
二、帰還者数ハ体格検査ノ結果不合格トナリ帰還シタルモノナリ
三、帰還者数以下ノ異動ハ七月一日以降ニ於テ生シタルモノトス
四、本表ニ便宜上死亡者ノ一欄ヲ設ク

大正三年太魯閣原住民討伐陸軍部隊における保申人夫徴用（一）（前）

- ※26 備考 一、本期間ニ於テ出役セシメタルモノナシ
二、帰還者数以下ノ異動ハ七月十五日以降ニ於テ生シタルモノトス
四、本表ニ便宜上死亡者ノ一欄ヲ設ク
- ※27 備考 本表ノ外五月十二日付本警第六一五号及四月十九日本警察第六七一号ヲ以テ人夫監督ノ為メ巡查七名ヲ追分ヘ五名ヲボアルンヘ派遣スヘキ通牒ニ依リ派遣シタルモノ本表ニハ算入セス
帰還者千二百八十一名ハ五月二十七日解散セラレタルモノ
- ※28 備考 本表中帰還一ハ出役中不都合ノ廉アリテ帰還ヲ命セララルル病氣後送者欄朱書ハ死亡者ヲ計上シタルモノ
引率官本表ノ外二人夫監督者トシテ追分ニ六名ボアルンニ五名山砲隊付トシテ十四名ノ巡查出張中
- ※29 備考 本表病氣後送者ノ内ニハ健康診断ノ結果帰還ヲ命セラレタル百十二名ヲ含蓄ス
引率官本表ノ外巡查十四名軍隊付属ノモノアリ
病氣後送中朱書ハ死亡者ナリ
- ※30 備考 本表ノ各欄数ハ第二回報告ノ調査表ヨリ累計シタルモノナリ第一回第二回出役人夫一六〇〇ハ全部解散セラレタルヲ以テナリ
病氣後送欄中朱書ハ死亡者ニシテ黒書ノ外トス病氣後送者中ニハ健康診断ノ為メ後送セラレタル二十七名ヲ含ム
- ※31 備考 本表ノ各欄数ハ第二回報告ノ調査表ヨリ累計シタルモノナリ第一回分一六〇〇ハ全部解散セラレタルヲ以テナリ
病氣後送欄中朱書ハ死亡者ニシテ黒書ノ外トス
本表ノ引率者ノ中警部補一名巡查十名ハ花蓮港バタカン方面ニ勤務ス
本表ノ外警部補一名巡查十八名ハ南灣蕃討伐応援トシテ本期中蘇灣ニ向ケ出發セリ故ニ軍隊付警察官吏ハ警部補一名巡查八三十二名ナリ
- ※32 備考 朱書ハ死亡者トス、警部補欄一ノ増員ハ六月十五日南投庁霧社支庁ニ派遣セシモノ、巡查ハ帰還五補充五ニテ差引増減ナシ
- ※33 備考 朱書ハ死亡者ヲ示ス
- ※34 備考 朱書ハ死亡

食糧給与の不十分さ、④病氣と医療の不十分さ、⑤人夫への過酷な取扱、⑥原住民の襲撃、施設の劣悪さといった悪条件が重なり、一定数の⑦人夫の逃亡や⑧死亡事例がみられる。

以下、それぞれについて、各庁からの報告をとりあげ、検討していきたい。

①高山地帯における物資輸送の困難さ

台湾は日本の九州ほどの面積だが、標高三〇〇〇メートルを越す山が一〇〇座以上ある。この高山地帯での労役は保甲民にとつて相当苛酷なものであったと考えられる。各庁からの報告は、輸送路の状況と困難な担送作業の有様をリアルに伝えている。

a. 「山間ノ溪谷ニ架シ在ル鉄線橋數ヶ所在ル内ニテ当廳出身ノ人夫ハ是等ノ歩行ニ慣レサル為非常ニ苦心シ居ル趣キニテ彼等力昨今直遺族等ニ発信シタル処ニヨレハ荷物ヲ負フテ此長キ鉄線橋ヲ渡ルコトハ甚タ危険ナル力為他ヨリ出役シ居ル經驗アル者ニ託シテ漸ク渡涉シツゝアリト云フ而シテ此依頼賃ハ一回ニ付金貳拾錢ヲ支払ヒツゝアリト云フ」（五月六日、嘉義庁）⁽¹⁰⁾

b. 「一、物資輸送ノ状況

ポアルン迄ノ輸送ハ担送ニシテ左迄困難ノ状況ニアラスポアルンヨリ蕃菜主山中継所へ至ル間ハ行程僅カ二三里位ナランモ道路八名ノミニシテ一方ハ断崖ナリ其ノ危険ナルコト実ニ名状スヘカラサル程ニシテ優ニ六時間ヲ要ス此ノ如キ状態ナルヲ以テ物資ハ半担送ト為シツツアリ同所ヨリ蕃菜主山南峰へ至ルモ之ト同様頗ル困難ナリ同所ハ寒氣強ク夜間氷点以下ヲ下ルコト多シ為ニ病者続出シ輸送力ヲ削減スルコト夥シ稀ニ凍死者ヲ出スコトアリ目下出役人夫約四百人監督巡查十一名アリ木瓜溪中継倉庫ハ花蓮港廳下木瓜溪ノ上流川岸ニアリ蕃菜主山南峰ヨリ約三里余一万五千メートルノ地点ニアリ此行程約十時間乃至十二時間ナリ殊ニ此山道ハ自然ノ俣ナルヲ以ツテ頗ル険惡ナリ之ニ加フルニ生蕃人ハ竹槍ヲ諸所へ

設ケアルカ故ニ之亦危険ナリ小職ノ如キモ此ノ竹槍ノ一端ニ触レ右手掌ヲ負傷シタルモ幸ヒ執務ニ差支ナキヲ得タリ此ノ如キ状態ニシテ輸送人夫ノ困難ハ見ルニ忍ヒサルノ感ナキニアラス當所ヨリ前進隊ノ駐屯地ナル「サカヘン」社迄ハ約二里余ナルモ亦山道屹立シ険悪ニシテ困難ナリ加フルニ時々蕃害アリテ人夫等ヲシテ心胆ヲシテ寒カラシメツゝアリ以上ノ如キ状況ナルヲ以テ前進軍隊ヘ物資ノ供給充分ナラス目下半食ノ状態ニアリ小職等ニ於テモ亦減食シツゝアルノ現況ナリ」（六月一六日、台中庁）⁽⁴¹⁾

c. 「道路険悪其担送荷物モ意外ニ過重」（六月二一日、阿緞庁）⁽⁴²⁾

d. 「一、當関ヶ原ハ合歡山ニ比シ氣候暖力ニシテ凌キ易ク先ツ健康地ト認メラレ候モ当地ノ輸送区域ハ合歡山及無名溪間ニテ全輸送線中第一ノ難所ト称セラレツゝアル困難ノヶ所ニシテ為メ二人夫ノ疲労甚タシク多数ノ休業者ヲ出シ居ル次第ニ是等入夫ノ取締上ニ誠ニ困難ヲ感シツツ有之候」（七月七日、台中庁）⁽⁴³⁾

e. 「一、物資輸送ノ状況

客月初日小職第一聯隊付トシテ木瓜溪ニ駐屯同隊全部ノ輸送ヲ監督セシ以來漸次輸送人夫ノ数増加シ加フルニ天候稍回復シタル結果物資ノ供給稍遺憾ナキヲ得タリ木瓜溪ニ至ル間ハ前報告ノ如ク木瓜溪ヨリサカヘニ社ニ至ル間ハ其ノ當初蕃人ノ襲撃ニ遇ヒ輸送頗ル困難ヲ感シ入夫ノ死傷者ヲ出スコト稀ナリトセス然レトモパトラン蕃ハ多ク戦闘力ヲ有スル軍人、警察官ヲ狙撃スルモ入夫ハ概シテ狙撃セサリキ其後軍隊ノ前進ニ伴ヒ何レモ蕃人ハ逃走セルト一方帰順シタルトニ残り從テ輸送モ完全ニ進行セリサカヘニ社前方ハ溪底深ク且ツ大森林アルヲ以テ蕃人ノ狙撃多ク危険ナリ為ニ輸送頗ル困難ヲ感セリ其後機関砲隊白砲隊ノ前進ニ伴ヒ此等蕃人ノ影ヲ没シ全部ノ蕃屋ヲ焼払シ輸送稍確實ナルヲ得タリ此如クシテ六月十二日確實ニ木瓜溪下流ナル警察隊ト連絡ヲ取ルコトヲ得ルニ至レリ同十五日ヨリ前進ヲ初メ第一聯

隊ハ三梯段トナリ第一梯隊ハ十六日夕口コ大山ヲ横断シ内夕口コ奥蕃ルツビ合流点ニ向ケ急進セリ第二梯隊ハ同十七日第三梯隊即チ第五中隊及輸送隊ハ二十一日何レモマバヤン社ヲ出発急進セリ其山道タルヤ単ニ蕃人ノ蕃跡ヲ前進スルコトトテ断崖ヲ上リ山ヲ越エ溪底ニ下リ糸繩ヲ以テ断崖ヨリ断崖ニ移ル等輸送隊ノ困難ハ実ニ名状スヘカラサル程ニ有シハ殊ニ軍隊スラ五日間ノ行軍予定ナリシカ六日間ヲ費シタル状況ニシテ我力輸送隊ハ終日十六七時間ノ行軍ヲ続ケ七日ニシテ漸ク當地ヘ到着スルヲ得タリ此間携帶シ来リタル糧食ニ欠乏ヲ告ケ殆ント五日目ニ三合四勺ノ米ヲ分配シ六日目ニハ糧食ナキ為メ一同蕃人ノ耕作セル畑ヨリ芋ヲ掘リ之ヲ食シ僅力ニ凌キタルノ状態ナリ尚ホ行軍中疾病者身体ノ衰弱シタル者ハ稍ヤ三十名位落伍セシモ漸次收容シ其他ハバトラン方面ニ残留セルモノハ警察隊ニ收容セラレ未夕生死不明ノモノ四五名アリ目下之レカ調査中

當方面ノ輸送状況ハバトラン方面ニ於ケル如ク未夕物資ノ供給充分ナラス我警察官吏ノ如キハ三日間殆ント生味噌ニテ生活セシコトサエアリ一日ノ降雨アレハ忽チ交通ヲ断タレ翌日ハ直ニ食事半減ノ有様ナリ当地前方ノ輸送ハ目下道路路隊ニ於テ道路ヲ開キ軍隊多ク駐屯シアルヲ以テ左迄危険ニアラス輸送モ漸次良好ニ進行シツツアリ後方ハ僅力ニ守備隊ノ一小隊力一分隊ノ駐屯アルノミナルヲ以テ無名溪倉庫トルツビ中継所間ニ於テ時々蕃人ノ為ニ賊首セラル者多ク甚タ危険ナリ目下之力嚴重警戒ヲ為シツトアルト同時ニ附近森林ノ伐採ヲ為シツトアリト雖賊首ハ未夕全ク絶ツコトヲ得サルハ遺憾トスル処ナリ

「四、人夫等ノ感想

一般ノ人夫ハ義務心ニ乏シキコトハ多言ヲ要セサル処ナル力近来ニ至リ逃走スルモノ多シ殊ニ當方面ハ断崖多ク担送困難ナリ加フルニ食物ノ關係ニ栄養不良ノ状態ナルヲ以テ担送力ヲ殺滅スルコト尚ホ甚シ當所ヨリ後方ルツビ間ハ所々断崖アルモ左迄困難ナラス往復五時間位ニシテ担送ヲ終ル然ルニ前方

ソアサツ倉庫間ノ担送ハ蕃山ノ急悪ナルト里程ノ長キトニ依リ之レカ往復ハ優ニ八時間乃至十時間ヲ要ス為メニ身体ノ強壯ナラサル人夫ハ途中ニ於テ金一圓乃至貳圓ヲ出シ強壯者ニ依頼シ担送スルモノ間々発見スルコトアリ此ノ如キ状態ナルヲ以テ人夫等ハ之等ノ苦痛ニ堪エス病氣ヲ装イ或ハ匿レ以テ出役ヲ免カレントスルモノ多キニ至ル尚ホ人夫徵用規程ニ依レハ合歡山以東ハ担送量四貫以内トアルモ右規程ハ陸軍側ニ於テ承認シ居ラスト主張シ今日尚ホ八貫目迄ノ担送ヲ為サシメツ、アリ人夫ハ一般ニ副食物ノ給与ナキト担送ノ重キトニ大ナル不平ヲ漏シツ、アリ近來出役人夫中ニハ榮養不良ノモノ多ク使役上頗ル困難ヲ感シツ、アリ」（七月二三日、台中庁）⁽⁴⁾

以上のように、「ポアルン迄ノ輸送ハ担送ニシテ左迄困難ノ状況ニアラス」（b）と、埔里、霧社を経てポアルンまでの行程はそれほど困難さがないとされているが、三〇〇〇メートル級の山々が連なる中央山脈の山域に入ると、「峻険ナル高山ノ坂ヲ八貫目ノ担送物ヲ荷フ如キハ平地ニ住ミ慣レシ者ニ在ツテハ容易ニ堪工得ル処ニアラス」（六月、嘉義庁報告）⁽⁴⁵⁾と、高山での担送、すなわち険しい断崖、そして峰と峰を結ぶ峻嶺での担送の過酷さがリアルに窺える報告がなされている。

このような状況の中で、aやeの報告のように、金を払つて強壯者に担送を依頼したり、「合歡山、蕃菜主山、ポアルン地方ニ服役スル人夫中ニハ降雨強風等ノ際其擔送ニ堪ヘスシテ途中引率警官官吏ノ目ヲ盜ミ動モスレハ己レノ荷ヒアル擔送品ヲ全部数千尺ノ崖下ヲ目懸ケテ之ヲ投棄シ其日ノ任務ヲ完了シタル如ク装フテ刻限ニ歸リ來ル者等往々ニシテ之レアリ」（六月、嘉義庁報告）「サカヘン社出発ノ際非常ナル難路ナルニ拘ラス過度ノ担送ヲ為サシメタル結果該物資ノ一割位ハ溪底ニ投棄セラル、如キ現象ヲ呈出セリ」（七月二三日、台中庁報告）⁽⁴⁶⁾と荷物を谷に捨てるといったケースさえ生まれている。

報告の中でも特に担送困難が指摘されているのは、ポアルン、蕃菜主山（三五六〇メートル）、蕃菜主山南

峰（三三五八メートル）間、木瓜溪、サカヘン社間、合歛山（三四一七メートル）と無名峰間、太魯閣大山（三二八三メートル）とルツピ間である。これらの区間での担送はまさしく命がけともいべきものであったと思われる。

②気候条件の厳しさ

各庁の報告には、山岳地域での気候条件の厳しさが指摘されている。

- a. 「(2)眉溪ヨリ前方八埔里社二比シ寒気強ク現時携帯シ来リタル衣類寝具ノミニテハ到底寒気ニ耐ヘサルヲ以テ之ヲ嫌フコト」(五月二日、台中庁報告)⁽⁴⁷⁾
- b. 「五月二十日ポアルンヨリノ情報ニ依レハ二十日朝蕎菜主山ニ荷物担送ノ人夫ハ毎月ノ降雨ニテ寒気烈シキト道路険悪及危険地域ナルニ加ヘテ十九日夜二十日ノ朝食料不足ノ為メ台中廳下ノ人夫三百余名嘉義庁下ノ一部ハ頗ル激昂シ全部逃走ヲ企テ」(五月二五日、嘉義庁報告)⁽⁴⁸⁾
- c. 「一月五日二十一日小官當追分到着以降ハ気候著シク寒冷ヲ覺ユル為メ職員ト人夫ヲ問ハス患者激増シ」(六月四日、台中庁報告)⁽⁴⁹⁾
- d. 「同所(※ポアルン)ヨリ蕎菜主山南峰へ至ルモ之ト同様頗ル困難ナリ同所ハ寒気強ク夜間氷点以下ヲ下ルコト多シ為ニ病者續出シ輸送力ヲ削減スルコト夥シ稀ニ凍死者ヲ出スコトアリ」(六月一六日、台中庁報告)⁽⁵⁰⁾
- e. 「一、南投方面蕃界ハ寒気甚タシク為ニ新竹方面ヨリ出役シタル人夫ハ凍死及戦死者多数アルモ官ニテハ今後ノ出役ニ関係ヲ及ホスヲ虞レ之ヲ秘密ニ付シ居レリ云々ト風評スルモノアリ」(六月二十日、新竹庁報告)⁽⁵¹⁾
- f. 「人夫中往々逃亡帰庄スル者有之是等ニ対シテハ相当過意処分ニ附スヘク目下夫々詮議中ニ有之候処彼

等二就キ其実情ヲ調査スルニ其陳述スル処一様ニシテ多クハ防寒防雨ノ用意ナク寒冷ニ不耐且ツ道路険悪其担送荷物モ意外ニ過重ニシテ加フルニ粗食ナリト云フ外其取扱甚タ過酷ナリト云フ」（六月二十一日、阿緘庁⁽⁵²⁾）

g. 「病氣ノ為解隊トナリ帰宅セシ人夫等ハ一斉ニ氣候ノ寒冷ナル力最モ苦痛ナリト語り」（六月二十五日、新竹庁⁽⁵³⁾）

h. 「出役地ハ氣候頗ル不順ナルノミナラス寒氣凌キ難ク防寒具ノ準備不十分ニテ出役シタル為メ其困苦ニ堪ヘ難カリシトハ多数ノ評言ニシテ現ニ大坵園支庁ノ如キハ出役後モ布類ヲ送付シタル事実アリ」（六月、桃園庁⁽⁵⁴⁾）

i. 「本月七日大暴風雨以来降雨續キタル為メ同病患者ノ續出スルコト多ク今ヤ一割五分以上ノ患者ヲ出スニ至レリ」（七月二三日、台中庁報告⁽⁵⁵⁾）

寒氣が強ク、病人続出といった状況が報告されているが、六月中旬に氷点下で、凍死者が出ている（d、台中庁）（嘉義庁の六月の報告では六人の凍死者）。七月でさえ二名の凍死者が報告されている。（⑨の人夫の死亡の項参照）

いづれにしても、三千メートルを越す山岳地域（例えば六月に凍死者がでた蕃菜主山南峰は三三五八メートル）は氣候条件が相当厳しく、防寒防雨の装備がないままに送り込まれたため、夏場でさえ凍死者を生むという事態が生まれたのである。このような状況の下で、桃園庁からは出役地に衣類を送付するという事も行われている（h）。

③ 食糧給与の不十分さ

食糧給与状況については、以下のような報告がなされている。

- a. 「本島人ハ油類葱等ノ類ヲ常ニ副食シ殊ニ當地方ハ多量ニ常用スルノ傾キアルニ出役人夫ノ副食物ハ官給ナル為メ多クハ之ニ反シ居ル趣キニテ何レモ苦痛ノ狀況ニアリト云フ」（五月六日、嘉義庁⁽⁵⁶⁾）
- b. 「五月二十日ポアルンヨリノ情報ニ依レハ二十日朝蕃萊主山ニ荷物担送ノ人夫ハ毎月ノ降雨ニテ寒氣烈シキト道路險惡及危險地域ナルニ加ヘテ十九日夜二十日ノ朝食料不足ノ為メ台中廳下ノ人夫三百余名嘉義庁下ノ一部ハ頗ル激昂シ全部逃走ヲ企テ」（五月二五日、嘉義庁⁽⁵⁷⁾）
- c. （直轄徴用の人夫が所属不明として帰宅したが、）「同人夫等ハ六月一日ヨリ六月二日朝昼ノ三回ハ食事ヲ得ルコト能ハス頗ル困難セリト云フ」（六月十日、嘉義庁報告⁽⁵⁸⁾）
- d. 「當所ヨリ前進隊ノ駐屯地ナル「サカヘン」社迄ハ約二里余ナルモ亦山道屹立シ險惡ニシテ困難ナリ加フルニ時々蕃害アリテ人夫等ヲシテ心胆ヲシテ寒カラシメツヽアリ以上ノ如キ狀況ナルヲ以テ前進軍隊ヘ物資ノ供給充分ナラス目下半食ノ状態ニアリ小職等ニ於テモ亦減食シツヽアルノ現況ナリ」
「食物ニ付テハ人夫即チ本島人ノ常食トモ云フヘキ豚ノ油肉等絶対給與ナキ為メ一般ニ疲勞シ居ルノ状態ナリ殊ニ當所並ニ前方ハ物資ノ供給充分ナラス為メニ減少セラルヽ結果大ニ苦情ヲ唱ヒツヽアル狀況ナリ」（六月十六日、台中庁⁽⁵⁹⁾）
- e. 「食物ハ從來ノ討伐ニ比シ給与良好ナリト云フアリ或ハ食物不足ニシテ勞役ニ耐ヘ難カリキト云フアリ其言区々ナリト雖概シテ苦情少ナキモノヽ如シ」（六月、桃園庁⁽⁶⁰⁾）
- f. 「糧食ハ粗末ニシテ且ツ供給潤沢ナラス副食物等モ又粗末ナリトテ自宅ヘ塩豚等ノ送付ヲ求メ来リタル者アル狀況ニテ帰還者ニ於テモ此點ハ同様ニ口外シ居レリ」（六月、新竹庁⁽⁶¹⁾）
- g. 「糧食ノ如キモ各地ノ状態ニ依リ可否異ナルモ決シテ粗惡ナルモノニアラスト云フ者多シ然レトモ人夫等ノ平常用ユル食物ハ多クハ油質ノ在ル副食物ナルモ出役中ノ食物ハ多クハ母国人的ニシテ口ニ適セス

- h. 「ト云フ聲高キカ如シ」（六月、嘉義⁽⁶²⁾庁）
 「糧食ニ就テハ徴用規程ノ如ク與ヘラレズ総菜ノ如キハ殆ンド千篇一律鹽魚ノミニテ其レモホンノ些少
 二限キリアルヲ以テ勢ヒ他ニ高價ノ罐詰等ヲ買ヒ副食ノ止ムナキ状態ニ在リ是ハ一番難儀ナリト称ス」
 （台南⁽⁶³⁾庁）
- i. 「官役人夫病氣帰還者ニ対シ埔里社前方各倉庫ニ於テ食事ヲ給セサルヲ以テ帰還ヲ命セラレタル人夫ハ
 所持金ヲ有スルモ霧社前方ニ於テハ購フモ飲食物ナク絶食徒歩スルノ悲境ニ會ヒ本職ハ去ル十六日木瓜
 溪ニ於テ病氣解隊ヲ命セラレ帰途病氣帰還人夫五名ヲ同道シ蕃菜主ポアルン眉溪ノ各倉庫ニ宿泊シタル
 毛宿泊所倉庫員ハ解隊人夫ニ対シテハ食事ヲ與フル能ハサル旨ヲ述ヘ容易ニ食事ヲ給セサル」（六月二七
 日、台中⁽⁶⁴⁾庁）
- j. 「霧社倉庫長タル中村二等主計八人夫及人夫監督巡查ヲ遇スルコト実ニ言語道断ニシテ同倉庫付屬ノ人
 夫及警察官ニ対スル待遇ノ一般ヲ掲クレハ人夫ニ対シテハ朝昼夕共ニ小ナル菜埔一切ニ朝ノミハ之ニ附
 スルニ塩鮭ノ生物少量ヲ加フルノミニテ巡查ニ対シテハ人夫ノモノニ加味スルニ「ジャコ」少量ヲ加フ
 ルノミニテ如何ナル健康者ト雖モ遂ニ營養ハ不良ニ陥リ肉落チ後ニ下痢ヲ生シ其他諸病ヲ發シ人夫モ其
 監督タル巡查モ遂ニ後送帰還セサル可ラサル事トナルヲ普通トス」（六月二九日、台中⁽⁶⁵⁾庁）
- k. 「人夫ニ給スル食事ハ今尚ホ不十分ニシテ彼等ヲ満足セシムルニ至ラス副食物ノ重ナルモノハ大根切干
 ヲ豚油ニテ煮付ケタルモノ塩鱈、サイポウ、等ニシテ彼等力勞働ニ對スル營養ハ不足ニシテ日々身体衰
 弱シテ休業者ノ多数ヲ出スニ至リ候次第ナルモ倉庫ニ於テハ一般定メラレタル糧食ノ外他ニ適當ノ副食
 物ヲ給スヘキ途ナキヨリ何トモ詮方ナシコトニ候」（七月七日、台中⁽⁶⁶⁾庁）
- l. 「糧食ニ就テ

粳精米二副食物八大根漬ト塩魚ニシテ豚肉ヲ食セサルモ人夫トシテハ普通食ニシテ充分ニ食シ居リ空腹ナリトテ不満ヲ訴ヘタルコトナシ然ルニ今十六日より二十日迄糧食不足ノ為メ半減食ヲ命セラレ一般ニ大恐慌ヲ来シ居リ候人夫間苦情多シ輸送困難ナリ所持金アルモノハ雜貨店ニ至リ臺灣菓子ヲ購入シテ携帯シ居リ或ル班八十數圓ヲ集メテ雜貨店ニ購入方依頼シタルモノアリ一人七合五勺ヲ半減セラレ四合ニ至ラサルヲ以テ人夫ハ空腹ヲ告クルハ當然ナリ輸送出来サルニアラサルヤト認ムルモ一般ノコトナレハ警察官及人夫ヲ督励シテ出役セシメントシ居ルモ永ラク持續スヘキモノニアラス来ル二十日頃ニハ大分ハ解隊ノ説アリ本件ニ付テハ倉庫長ト共ニ講究中ニ有之候」(七月二一日、台中庁)⁽⁶⁷⁾

m. 「人夫ハ一般ニ副食物ノ給與ナキト担送ノ重キトニ大ナル不平ヲ漏シツヽアリ近来出役人夫中ニハ營養不良ノモノ多ク使役上頗ル困難ヲ感シツヽアリ」(七月二三日、台中庁)⁽⁶⁸⁾

食糧給与は、「其言区々ナリト雖概シテ苦情少ナキモノノ如シ」(e)という報告もあるが、全般的に十分であることが報告されている。特に副食物に関する指摘が共通して出されており、豚の油肉を常食とする漢民族系台湾住民である出役人夫から、これが給与されないという苦情は相当強くあったことがわかる。また、「道路険悪」のため、「物資ノ供給充分ナラズ」規定の食事が給与されないという状態になる場合があったことがいくつもの報告でなされている。

監督警察官も人夫と同様の状態におかれていたことは、以下の報告でわかる。「警察官吏ハ一般ニ糧食充分ナラス殊ニ肉類ノ如キハ皆無ノ状態ナリポアルン苜菜主山南峰ハ稍ヤ普通ナルモ当所即チ木瓜溪ニアリテハ何等加給品ナク酒茶ハ勿論ナシ副食物トシテハ塩鮭ノ小ナルモノ一片位ニシテ味噌汁サヘ食スルコト稀ナリ殊ニ飯ハ不足ヲ告ケ減食シツヽアルノ状態ナリ一般警察官吏ノ健康状態良好ナラス」(六月一六日、台中庁)⁽⁶⁹⁾

④病氣と医療の劣悪さ

1. 人夫疾患状況の報告

監督警察官よりの報告は人夫の疾患状況を生々しく伝えている。

a. 「當廳出身ノ人夫ハ山地生活ニ馴レサル為他廳ニ比シ病者多ク担夫トシテ不適當ノ模様アリ」(五月六日、嘉義庁報告)⁽⁷⁰⁾

b. 「山間僻地ナルカ故ニ比較的病人多ク現ニ本月九日ノ如キハ総人員ノ一割ハ罹病担送ニ堪ヘサルノ有様ナリ」(五月一二日、台中庁報告)⁽⁷¹⁾

c. 「五月二十一日小官當追分到着以降ハ氣候著シク寒冷ヲ覺ユル為職員ト人夫ヲ問ワス患者激増シ」
「職員ノ半バ以上半病人ナル有様ナリ」
「保甲人夫ニシテ追分ポアルン蓄菜主南峰合歛山以東ノ各倉庫ニアル人夫ノ約三割ハ常ニ諸種ノ疾病ニ冒サレ休業シツヽアリ當追分ニ於テ本日ノ人夫総員一二四二名ノ内患者二四五名ニシテ他倉庫所屬ノ人夫ニ比シ多少好成绩ヲ示シ居レリ」(六月四日、台中庁報告)⁽⁷²⁾

d. 「人夫ノ健康状態

人夫ノ健康状態ハ一般ニ良好ナラス殊ニ近來赤痢患者続出シ送還スルモノ多シ蓄菜主山南ハ寒氣強キニ拘ラス防寒具ノ準備ナキ為メ健康ヲ害スルモノ多ク死亡者一日平均一人ニ相當スト認メラル當所ノ如キハ目下八百八十一人ノ人夫ヲ有シ之レカ三割弱ノ病者アルモ實際ニ於テハ二割位ナラン内一割ハ負傷者ナリ負傷ハ輸送ノ際足部ニ受クル所ノ刺傷切傷擦過傷ヲ重ナルモノトス病者ノ所遇ハ一般ニ良好ナラス病者ニハ粥食ヲ為サシメツヽアリ當所ハ稍患者ニ対シ懇切ナルカ如シ」(六月一六日、台中庁報告)⁽⁷³⁾

e. 「當支廳管内ヨリ討蕃開始相成本年四月二十一日以來人夫募集既に五回七千十七人ノ出役人夫アリ其内病氣帰還ノモノ約百名斗リ重体ニ陥リ引取トシテ家族立越シ引取りタルモノ一名有之」(六月一八日、台中庁報告)⁽⁷⁴⁾

- f. 「病氣⁽⁷⁴⁾ノ為解隊トナリ帰宅セシ人夫等ハ一齊ニ氣候ノ寒冷ナルカ最モ苦痛ナリト語り且ツ内地人ハ比較的發病者尠ナキモ本島人ハ疾病ニ罹ルモノ多シコレ内地人ハ防寒具等ノ用意充分ナルモ本島人夫等ハ其用意充分ナラサルノミナラス給與其他軍隊ノ取扱不行届ニ起因スルモノ尠ナカラスト語り居ルモノアリ」(六月二十五日、新竹庁報告)⁽⁷⁵⁾
- g. 「衛生上ニ付イテハ病氣等ノ場合保護頗ル薄ク病体歩行ニ堪ヘサルニ係ラス僅カニ仁丹位ヲ給與シ解隊尔後更ニ省ミル所ナキカ為メ知己親戚モナキ遠隔ノ地ニ於テ独リ甚タシキ苦悶ヲ重ネツヽ支給セラレタル人夫賃ノ全部ヲ費シ漸クニシテ帰宅シタルモノアリ此点ニ付テハ人夫自ラ苦情ヲ唱フルノモナラス保甲民ニ於テモ然ルヘキ方法アランコトヲ希望シ居レリ」(六月、桃園庁)⁽⁷⁶⁾
- h. 「保甲人夫ノ患者即チ休業者ノ四分ノ三八身体疲労ノ為メ休業ノ已ムヲ得サルニ至ルモノニテ實際ノ疾病休業者ハ四分ノ一強ニ有之候」(現今疾病ノ重ナルモノハ皮膚病(足腐レ多数ヲ占ム)外傷(担送途中岩石其他ニテ負傷セシモノ)梅毒(従来ヨリ持チ来リシモノ)下痢症、感冒及老衰病等ニ候」(七月七日、台中庁報告)⁽⁷⁷⁾
- i. 「衛生状態
臺中廳下ノ人夫七月十五日現在二百七十一名ニシテ内患者毎日ノ平均五十名内外近頃下痢症者著シク減少シ足部ノ負傷最モ多ク其他「マラリヤ」往々有之候之レ湿氣ノ多キト担送ノ困難ナルニ基因スルナラシ然シ六月初旬ニ比シ衛生状態稍ヤ良好ニ向ヒツヽアリ降雨ノ際ハ患者増加スルモ全クノ患者ニアラス」(七月二一日、台中庁報告)⁽⁷⁸⁾
- j. 「人夫ノ健康状態
人夫ノ健康状態ハ既報ノ如ク一般ニ良好ナラス殊ニバトラン方面並并ニ当地附近ハ足部ノ創傷ヨリ濃毒

症二罹ルモノ稍一割弱二達ス尚ホ本月初ヨリ多数ノ人夫ヲ收容シタル當倉庫ハ赤痢病并ヒ二下痢症患者
 発生ヲ見ルニ至レリ然ルニ本月七日大暴風雨以來降雨続キタル為メ同病患者ノ續出スルコト多ク今ヤ一
 割五分以上ノ患者ヲ出スニ至レリ」（七月二三日、台中庁報告）

報告の中で、数字で表された罹病者の割合は人夫の二割から三割とされている。追分倉庫では、人夫一二
 四二人の内二四五人が患者で、一九・七%が患者だが、それでも「他倉庫所属の人夫に比し多少好成績を示し
 居れり」（c）と報告されている。罹病者はかなり高い割合でたといえよう。

罹病の原因としては、寒気が強いにもかかわらず防寒具の準備がないことが共通して指摘されている。疾
 病の内訳としては、赤痢・マラリア・下痢症・濃毒症・梅毒・感冒等があげられている。また、担送の際の
 負傷（特に足部）も「一割は負傷者」（d）とあるように、かなりあつたと思われる。

2. 人夫の病氣後送者数

病氣になり、出役に耐えられないと判断された人夫は後送された。保申人夫出役調査表（A）には病氣後
 送者数が記載されている。出役者数の中で病氣後送者の占める割合を見てみる。各庁の調査日ごとに算出し
 た出役人夫数における病氣後送者数の割合は以下の通りであつた。（※「本期間出役数」から「帰還者数」・
 「逃走者数」・「病氣後送者数」を引いた数字が「差引現在出役数」と一致しないケースは計算から除外した）
 ○〇～一%以下↓六ケース、一%台↓五、二%台↓二、三%台↓二、四%台↓六、六%台↓三、七%台↓三、
 八%台↓三、九%台↓一、二五%台↓一、二六%台↓一（合計三三ケース）

この数値から、一%台以下の極少数が十一ケースで三分の一、二%台〜四%台を合わせると一〇ケースで
 約三分の一、六%台〜九%台が一〇ケースで約三分の一、となる。二%台から九%台が三分の二を占める。病
 氣後送者が出役者の一定数を占めていたことがわかる。なお、台南庁の二ケース（六月）は二十数パーセン

トと異常に高い。

庁単位でみれば、病氣後送者数の割合が低い庁として、台北・宜蘭・新竹の各庁が、また割合が高い庁としては台中・嘉義・台南・阿緘の各庁があげられる。このような差がどこからきているか。「今回ノ保申人夫中ニハ最初ヨリ全ク労働ニ堪ヘサルモノ（老衰従来ヨリ疾病ニ罹リ居リタルモノハ不具者ノ類）多数アリ是等人夫ハ已ムヲ得ス帰還セシムルニ至リタルモノアリ」（六月四日、台中庁⁽⁸⁰⁾）と、はじめから労役に耐えられないものが送り込まれた事例があり、病氣後送者数の割合が高いケースではこのような徴用がかなり行われていたと考えられる。

3. 治療の状況

次に治療の状況についての報告をみてみよう。

a. 「出役人夫病氣ニ罹ルモ医師ノ配置ナキガ為メ非常ニ困難シ居ル状態ニシテ土城ヲ除ク外柑仔林、眉溪ニハ賣薬店モナク病夫ニ関シテハ引率警察官吏ノ携帯スル所持薬ヲ與ヘ居ルモ限リアル数ニシテ將ニ盡キントシツ、アル状況ニテ其治療上意ノ如クナラスト云フ」（五月六日、嘉義庁報告⁽⁸¹⁾）

b. 「一、柑仔林經理部倉庫所属保申人夫ハ五月八日ノ現在八百九十四人（内嘉義廳ノ人夫才モ含ム）ナリシカ同九日ニハ二百七十人ヲ残シ他ハ悉ク埔里社ニ引揚ケタリ同地ハ地勢上最モ不便ナルモ飲料水ハ清水ヲ使用シツ、アリ左レト山間僻地ナルカ故ニ比較的病人多ク現ニ本月九日ノ如キハ總人数ノ一割ハ罹病担送ニ堪ヘサルノ有様ナリ且医事機関上トテモ何等設備ナク之レ等ハ多少罹病者ノ増加スル原因ナラシキ逃走者ハ九日ノ現在ニテハ總計十六人ナリシ（台中廳出役ノ分）

一、埔里社經理部倉庫所属保申人夫ハ当廳出役ノ分千六百名ニシテ其ノ輸送先ハ眉溪ナリシ為何等故障ナク順調ニ進行シツ、アリタリ衛生状態等モ柑仔林ヨリハ良好ニシテ罹病帰還ヲ命シタル者モ少カリシ」

（五月二日、台中庁報告）⁽⁸²⁾

c. 「追分ニ於テハ日々ノ人夫患者ハ前述ノ如ク二百五十名内外ナルニ不拘該病人ヲ診察スルモノハ看護長一人ニシテ診察及薬剤モ無之等ノ有様ニテ毎日午前十時頃ヨリ午後四時頃迄ヲ費シ其診察タルヤ誠ニ怪シキモノ有之人夫ニ於テモ看護長ノ診察ハ稍不信用ノ模様ニテ間ニハ事實病氣ニアリナカラ診断ヲ受クルヲ欲セサルモノサ工有之候ニ付相當資格ヲ軍スル軍医ヲシテ一週間ニ二回若クハ一回ノ出張診察ヲ要求モ人員ノ都合上其ノ運ヒニ至ラス其ノ俣ニナリ居レリ」（六月四日、台中庁報告）⁽⁸³⁾

d. 「病者ノ所遇ハ一般ニ良好ナラス病者ニハ粥食ヲ為サシメツゝアリ當所（※）稍患者ニ対シ懇切ナルカ如シ」（六月一六日、台中庁報告）⁽⁸⁴⁾（※蕃菜主山南峰）

e. 「本月十一日當支廳ヨリ出役人夫七名合歡山方面ヨリ病氣解備トナリ下山途中萊市頭第六保募集人夫馬芝堡打鉄厝庄許廳ナルモノ左足腫張潰膿シ歩行ノ自由ヲ失ヒ路傍ニ倒レ同行ノ人夫之ヲ助ケ追分迄來リ埔里社担架人夫ヲ請ヒタルモ容レラレス依テ患者輸送部ニ輸送ヲ請シモ亦夕容レラレス不得止担架ノ借用ヲ請シモ許サレス之レカ治療ヲ怠ルトキハ足部切断セサルヘカラサルトノ看護長ノ診断ニシテ殆ント當惑如何セントシ居タル處同人ノ兄許盾入山スルニ會シ同人ニ保護方ヲ託シタリト云フ如此實例ハ尠ナカラサルモ病者ニハ毫モ医療ヲ與エス放任シアルトノ事ハ病氣帰還ノ人夫間ニ於テ喃喃トシテ囁シ又人夫監督トシテ出張中ノ巡查ヨリモ此等ノ通信ニ接シ居レハ此儘病者ニ対シ救護ノ設備無之ニ於テハ今後人夫募集上多大ノ影響可致ハ勿論民情上ニ悪感情ヲ與フル義ト思料ス」（六月一八日、台中庁報告）⁽⁸⁵⁾

f. 「患者ニ対スル軍隊ノ取扱ハ至極冷淡ニシテ一、二日服薬セシメ療養セハ治癒スヘキ輕症患者ヲモ解隊スル故中ニハ不本意ナカラ帰郷スルモノアリト帰還途中ハ殆ント保護ヲ加ヘラレサルヲ以テ生命辛ニ帰郷スルノ状況ナリト」（六月、新竹庁）⁽⁸⁶⁾

g. 「患者ノ取扱又夕苛酷ニシテ各倉庫共ニ大同小異ナリ軍医ハ各倉庫ニ於テ診察ヲ為スモ單ニ診察スルノミニテ多クハ投薬ヲモ為シ呉レスト云フ最近ニ在リテハ各倉庫ヨリ倉庫ニ送還セシメラルルモ當初ハ疾病解備ト決定シタル以上ハ其儘ニ帰宅ヲ許サルモ病者ハ多ク獨立シテ歩行モ爲シ得サル状態ニテ其ノ困難名状スヘカラサルモノアリト雖モ各倉庫ニハ只夕病氣解備ヲ認ムルニ過キスシテ何等手當ヲ爲サリシ事アリタト云フ（現今ハ倉庫ヨリ倉庫ニ轉送セラルト云フ）」（六月、嘉義庁）⁽⁸⁷⁾

h. 「患者ノ帰還ニ際シテハ豫メ警察官ヨリ途中ノ倉庫ヘ世話方ヲ依頼スルヲ以テ夫等ニ對シテハ埔里社ニ至ル各倉庫迄ハ宿泊及ヒ飲食ヲ給與セラレ居レリ而シテ軍醫ニ願ヘバ見テハ呉ル、モ藥物ノ持合ナシト称シ餘程ノ重患者ニアラザレハ投薬セズ又一旦埔里社ヨリ出デタル上ハ途中更ニ頼ムベキ途ナク総テ自力ニ據ラザルベカラズシテ病氣トナラバ最後歸着マテノ困憊實ニ言外ナリト云々」（六月、台南庁）⁽⁸⁸⁾

i. 「一、各倉庫軍医及看護長ノ診察治療ハ誠ニ不親切ニシテ其ノ程度實ニ外観者ヲシテ驚嘆セシムルモノニテ有之候當倉庫専屬軍医ノ如キハ先ツ親切ニ診察スル例ニ候モ夫レニテモ人夫等ハ常ニ軍医ノ不親切ヲ唱ヘ居リ候ニ付小職ハ夫レトナク時々談話ノ間ニ改良ヲ促シツツ有之候ヘ共一人ノ軍医ニテ何等設備ナキ原野ニ於テ多数ノ患者ヲ診察スルコト、テ軍医モ其ノ勞苦ニ堪ヘス不知クノ間ニ不親切ニ渉ル如キ觀有之到底人夫ノ患者ヲシテ満足セシムル如キハ不可能カト思料セラレ候

此ノ両三日ハ從來ニ比シ稍ヤ人夫ノ患者ニ對シテモ意ヲ用ヒツ、アルヤニ身受ラレ候

一、当倉庫軍医ノ談ニ依レハ討伐軍全線患者ニ對スル処要衛生材料ハ常ニ不足勝ニテ充分ナル治療及施薬ヲ為ス能ハス為メ二人夫ノ患者ニ對シテハ實ニ氣ノ毒ナル次第ナルモ詮方ナキニ依リ輕易ナル患者ニ對シテハ薬ヲ與フル能ハサルヲ以テ少シ重病者ニ對シテハ相當ノ治療ヲ加ヘ又薬ヲ与フル方針ニテ目下請求中ナル衛生材料到着セハ出来得ル限り手當ヲ為ス筈ナル趣ニ候モ察スルニ現今ノ衛生状態ニ對スル

申訳ニ外ナラサルト思料セラレ候

現今疾病ノ重ナルモノハ皮膚病（足腐レ多数ヲ占ム）外傷（担送中岩石其他ニテ負傷セシモノ）梅毒（從來ヨリ持チ来リシモノ）下痢症、感冒及老衰病等ニ候」（七月七日、台中庁報告）⁽⁸⁹⁾

j. 「人夫ニ関スル衛生上ノ施設ハ全ク備ヘ無キモノ、如ク罹病、傷病者モ数日間ニ一度軍医ノ診断ヲ受クルニ止マリ深ク蕃地ニ入りテ服役シツ、アル者ノ事故ニ関シテハ実ニ同情ニ堪ヘスト云フ」（七月十日、嘉義庁報告）⁽⁹⁰⁾

k. 「全ク病氣ト断定スルモ投薬ナキハ遺憾トス投薬アルモ一回少量ヲ給スルニ過キス負傷ナレハ膏薬或ハ「ヨジムチンキ」位ヲ塗布シテ休業ヲ與フル位ナリ故ニ全クノ病者ト雖トモ診断ヲ嫌ヒ居レリ又診断ノ方ニ付テモ甚タ粗雑ニシテ顔色ヲ見ル位ナルヲ以テ狡猾ナル患者ハ一朝ニ二回ノ診断ヲ受クルコトアリ一回ハ休業トナルモ二回目ニ解隊トナル例アリ解備患者取扱ニ付テハ從來如何ナル重病者ト雖解備放還シタリ不得止監督者ニ於テ其ノ班中ノ強壯者ヲシテ埔里社迄担送後送シツ、アリシカ六月末ヨリ徒歩出來サル者ハ總テ患者輸送部ニ收容ノ上後送シツ、アリ近頃途中ニ於イテ倒ル、モノ少ナシ」（七月二日、台中庁報告）⁽⁹¹⁾

l. （赤痢、下痢症）「之レカ豫防ニ関シテハ部下警察官吏ヲ督励シテ收容治療ヲ受ケシムルコトニ務メツ、アルモ如何セン当所（※）患者收容所ハ僅カニ看護長一名ノ配属アルノミニシテ到底之レカ予防救治ニ間然ヲ期スルコト能ハサルヲ以テ軍醫部ヘ数度交渉ノ結果漸ク本日迄三回ノ後送ヲ為スニ至レリ今ヤ看護長ノ外軍医ヲ以テ之レカ豫防救治ニ當ラシメツ、アリ尚ホ当所倉庫長島田二等主計ノ如キハ此等ニ付テハ全然無經驗ナルト無頓着ナルニハ殆ント不責任ノ状態ナリ小職ハ衛生専務巡查補ヲ特設シ日ニ三回ノ糞池ノ消毒患者ノ健康調査之レカ收容ニ當ラシメ極力之レカ豫防ニ努メツ、アリ然レトモ病毒ハ

大二散蔓猖獗ヲ極メツゝアリ尚ホ去月各廳ヨリ徴用シタル人夫中ニハ他人ノ代理トシテ一定ノ金額ヲ受取り来リタルモノ多シ此等ハ多ク花柳病其他ノ疾病ヲ包蔵シ来リ何等勞働ヲ為サス病氣帰還ヲ乞フモノ多シ尚ホ阿片吸食特許者ノ徴用セラレタルモノハ多ク過激ナル担送ニ堪ヘ難ク是又帰還ヲ出願スルモノ多シ患者收容所ノ患者ニ対スル所遇ハ何レモ冷酷ニシテ戦傷患者殊ニ軍人ヲ除ク外ハ其設備不完全ナルト取扱ノ粗漏ナルトハ一般ノ認メタル処ナリ殊ニ當所收容所ノ如キハ二千数百ノ人夫ヲ有シ其日ノ患者ヲ診断スルコトサエ出来得サル状況ニシテ遺憾ノ点多シ（七月二三日、台中庁報告）（※セラオカフニ倉庫）

治療に関わる報告はかなりあり、問題の深刻さを窺わせている。報告では治療体制が極めて劣悪であることが共通して指摘されている。衛生上の設備がない、医者が配置されず看護長一名だけ（c、1）とか医者が一人だけ（i）といった事例がみられ、医療スタッフの絶対的不足で「罹病、傷病者モ数日間ニ一度軍医ノ診断ヲ受クルニ止マリ」（j）という状況もあった。薬をはじめ衛生材料が不足し、投薬もなされない、軍医や看護長の診察治療が不親切で、まともな診察がなされていない等の問題点が具体的に指摘されている。伝染病の予防対策も全くとられていない（1）という驚くべき事例さえ指摘されている。

4. 保甲人夫患者の埔里陸軍病院への收容

3のe・f・hの報告に見られるように、病氣解備となつた出役人夫に対する保護の体制は不十分であつた。患者の輸送については、3のkでは、「六月末ヨリ徒歩出来サル者ハ總テ患者輸送部ニ收容ノ上後送シツゝアリ」と改善が図られたようである。

六月、疾病に罹り解備または帰還途中疾病に罹つて帰還することが出来ない者に対し救護する機関がない、として愛国婦人会台湾支部が埔里社に陸軍倉庫の一部に患者收容所を設けることになつたが、六月一九日、埔

里社支庁長が埔里社陸軍病院長と協議して、この患者收容所の件は取り消され、入院を要する人夫の患者は全部埔里社陸軍病院へ入院させることに決定された。⁽⁹⁴⁾ それにともない、七月四日、内地人看護人一名、本島人十一名及び炊夫六名の雇い入れがなされた。⁽⁹⁵⁾ 七月四日調べの人夫患者表（埔里社陸軍病院）は以下のようになっている。⁽⁹⁶⁾

收容総数	轉						現在内譯	
	歸						戦傷	平病
二二三	八	一一	一一	一三七	七六	二二三	四	七二
	治癒	死亡	逃亡	希望により帰郷	現在	計		

同病院は、八月二八日に閉鎖され、患者巡查一人、職工一人、人夫三人は埔里社公医方に收容され、引き続き治療の手配が取られるという報告が南投庁長から民政部警察本署長になされている。⁽⁹⁷⁾

⑤人夫への過酷な取扱

五月九日、台湾総督府陸軍参謀長は各部隊並びに各倉庫長宛に「人夫使役二関スル件」を通牒している。⁽⁹⁸⁾

台副臨第三〇号

人夫使役二関スル件通牒

大正三年五月九日 臺灣總督府陸軍参謀長 木下宇三郎

各部隊長各倉庫長宛

討伐軍隊ニ要スル輸送荷物ハ全部之ヲ人夫ノ擔送ニ依ルヲ以テ蕃地ニ於ケル人員ハ唯一ノ輸送機關ナリトス然レトモ傭役中ニ於テ逃亡者ノ続出スルハ從來多クノ実例ヲ見ル處ニシテ之カ原因ハ蕃害ヲ怖ルルニ依ルモノアリト雖トモ又以テ使役ノ方法ノ誤レルニ起因スルモノナシトセス仮令ハ言語不通ヨリ相互意志ノ疎通ヲ欠キ為ニ徒ニ之ヲ毆打又懲戒スルカ如キ之レアリ而シテ今固ノ討伐行動ノ如キ比較的多数

ノ人夫ヲ使役スルニ當リ其ノ取扱苛酷ニ失シ⁽⁷⁾為ニ逃亡者ヲ出シタリトセンカ延テ輸送上ニ大ナル蹉跌ヲ來タシ豫期ノ行動ヲ採ル能サルニ至ル場合ナシトセサルヲ以テ之カ使役ニ関シテハ特ニ注意ヲ払ハレ度右通牒候也

人夫の逃亡者が続出している原因に、軍隊による人夫取扱の苛酷さにあるとして、注意するよう求めている。この通牒に関連して、陸軍経理局長は五月七日、各倉庫長宛に「人夫傭役ニ関シ今般副第三〇号ヲ以テ通牒相成候ニ就イテハ各倉庫ニアリテモ之カ使用上ニ関シテハ特ニ注意ヲ拂ヒ苛酷ニ失セサルハ勿論或ル程度迄ハ愛撫的使役ヲナスニ努メ以テ豫期以上ノ好果ヲ収メラレ度⁽⁹⁹⁾」との通牒をだしている。

六月一日、佐久間総督は軍隊に、人夫の取り扱いに配慮するよう以下の訓示を發した。⁽¹⁰⁰⁾

「保甲人夫ノ使役ニ關シテハ出動ノ初メニ當リ既ニ論達スル所アリシモ之ヲ使役シ且之ヲ愛撫スルノ法ニ就テハ尚研究ノ餘地少シトセス特ニ其ノ直接使役監視ノ任ニ當ル者ノ處置其ノ當ヲ失シテ之ヲ虐使シ時ニ或ハ答撻ヲ加フル者アリト聞クハ甚遺憾トスル所ナリ抑直接戦闘ニ從フハ軍隊ナレトモ之ヲシテ糧食其ノ他軍需品ヲ充足セシムルハ人夫ナリ若シ是等ノ物資關乏セムカ軍ノ活動力ヲ減殺スルヲ以テ各級幹部ハ能ク部下ヲ監督シテ人夫ノ虐使ヲ防止スルト同時ニ又其ノ宿營給養等ニ一段ノ注意ヲ拂フコト殊ニ肝要ナリ」

ところが、六月以降の監督警察官の報告でも、倉庫員の人夫に対する苛酷な処遇が具体的に報告されておりこれらの通牒が徹底されていない状況が窺える。各庁からの報告をみてみよう。b、c、dは出役人夫調査報告（B）で、それ以外は監督として派遣された警察官からの報告である。

a. 「人夫ニ對シ陸軍側ニ於テハ其ノ人夫ノ性質ヲ解セサルノ結果多少酷ナル取扱ヲ為スモノアルモ此等ニ関シテハ之レカ徵用ニ関スル一般ノ狀況ヲ明示シ物資ノ輸送ハ人夫ニ依ルノ外他ニ途ナキコトヲ論シ稍

之レカ取扱ニ付テ酷ナルヲ免カル、ニ至レルモノ、如シ苜菜主山中継所ノ如キハ未タ酷ナル担送ヲ續行シツ、アルヤニ聞ク」（六月十六日、台中庁）⁽¹⁰⁾

b. 「其取扱甚タ過酷ナリト云フ者多シ然ルニ或ル部隊ニ附属シタル人夫ニ殆ント嘗テ逃亡帰庄セル者ナク偶々病氣其他ノ事故ノ為メ帰庄シタル者モ軍醫ノ証明セル外所属中隊長ヨリ途中ノ收容其ノ他ニ関シ便宜ヲ與ヘラルヘキ旨ヲ記載セル書面ヲ所持シ居リ平素ノ取扱モ懇切ナルモノ、如シ依テ察スル二人夫ノ逃走ハ其所属部隊員ノ人夫ニ対スル處遇ノ如何ニ関係スル處不尠力如シ如此ハ他日多数ノ人夫ヲ徴用スヘキ場合ニ當リ甚タシキ障害ト相成ルヘキニ就キ兵馬倥傯ノ際軍隊ニ対シテハ至難ノ要求ナルヤモ難計候得共目下ノ民情ニモ関係スル、處不尠候条将来軍隊ノ人夫所遇上ニ就テハ十分ノ注意ヲ拂イ特ニ傷疾病等ノ為メ解備セラル、場合ハ相當日給旅費等ノ支給ハ勿論收容旅行等ニ関シテモ相成ヘク便宜ヲ與ヘラル、様御交渉相成候様致度」（六月二一日、阿緞庁）⁽¹⁰²⁾

c. 「苜菜主山西側中継所勤務當廳巡查白瀬長歳ノ報告ニ依レハ同中継所員ガ人夫取扱ノ過酷ナルコト恰モ奴隸ノ如ク物資担送ニ就テハ引率警察官ニ於テ選定出役セシメツ、アルニモ不拘同所員ハ自ら苦力小屋ニ臨檢シ毫モ事情等ヲ斟酌セス強制的ニ出役ヲ命シ若シ病氣其他正當ノ事故ヲ以テスルトキハ之ニ鞭撻ヲ加ヘテ出役ヲ強ユル為メ病軀ヲ起シテ之ニ應スト雖到底担送ノ目的ヲ達シ得ヘキニアラス如此場合ハ言下ニ歐打セラル、ヲ常トセリト故ニ現場ヲ遁レテ帰庄センカ保甲民ハ口ヲ揃ヘテ之ヲ責ムル而已ナラス自己ハ勿論所属甲内ニモ科罰セラレテ累ヲ他人ニ及ス亦タ現場ニ止マラス病氣解備ニ至ル迄ハ斯ル苦痛ヲ繰リ返サザルヘカラス彼等ノ進退谷リテ遂ニ自殺ヲモ為シ兼間敷狀況ニシテ現ニ六月十三日當廳塩水港支庁管内出身人夫蔡筆外二名ハ同所ヨリ九丁ヲ距リタル山林ニテ縊死ヲ企テタルヲ苦力頭某ガ右三名ノ舉動ニ怪シミテ逃走スルモノニアラサルカト尾行シテ発見シ幸ニ無事ナルヲ得タリト云フ」（六月二

四日、嘉義⁽¹⁰³⁾庁)

d. 「軍隊及倉庫員ノ人夫使役ハ一般ニ親切ナラスト不平ヲ漏シ居レリ」(六月、新竹⁽¹⁰⁴⁾庁)

e. 「軍隊ノ人夫使役ニ付テハ直接スルコト尠ナキ結果ニヤ何等此レニ対スル可否ノ談ナキモ倉庫員殊ニ下級ノ職員カ人夫ニ對スルノ言動ハ一點ノ温情ヲ以テスル處ナク其ノ接遇ノ苛酷ナルニ對シ一般ニ怨言ヲ發シ居ルノ情態ニシテ聊カニテモ倉庫員ノ意ニ合ハサルトキハ直ニ罵倒シ或ハ暴力ヲ以テ戒メラル、杯ヲ口ニスル者アリテ為メニ往々警察官吏ト倉庫員トノ間折合ヲ欠クコトアルノ状態ナリト云フ」(六月、嘉義⁽¹⁰⁵⁾庁)

f. 「人夫ノ使役ハ主トシテ警察官ニ於テ為シツ、アリ人夫モ概シテ信賴シテ指揮ニ從フモ時々傍ラヨリ軍隊及ヒ倉庫員等カ少シモ思遣リナキ苛酷ノ差出口ヲ為スコトアリ而モ多クハ土語ニ通セズ弁解ノ通ラザルハ閉口ノ至リナリト」(六月、台南⁽¹⁰⁶⁾庁)

g. 「労役ニ付テハ峻坂險路ヲ日々往来セサルヘカラサルヲ以テ其困難予想外ナリ而シテ擔量ハ規則ニ於テ概定シアルモ重キニ失ストノ苦情ノ聲ヲ聞ク殊ニ基隆白砲隊ノ如キハ人夫ノ使役方稍粗暴ニ渉ルコト多キ為メ此点ニ付テハ取締巡查等モ時々人夫ニ同情スヘキ事アリトノ聲アリ」(六月、桃園⁽¹⁰⁷⁾庁)

h. 「本職ハ去ル十六日木瓜溪ニ於テ病氣解隊ヲ命セラレ歸途病氣歸還人夫五名ヲ同道し葑菜主ボアルン眉溪ノ各倉庫二宿泊シタルモ宿泊所倉庫員ハ解隊人夫ニ對シテハ食事ヲ與フル能ハサル旨ヲ述ヘ容易ニ食事ヲ給セサルヲ以テ各倉庫ニ於テ再三交渉ノ結果同道セシ人夫五名ニハ給與セラレタルヲ得タルモ警察官ト同道セサル人夫ハ出発地点ヨリ埔里社迄絶食徒歩セサルヘカラサルヲ以テ將來病氣歸還ノ証明書ヲ有スル者ニ對シテハ埔里社迄ハ各倉庫ニ於テ食事ヲ給與シ相當保護ヲ與ヘラル、様致度シ」(六月二七日、台中⁽¹⁰⁸⁾庁)

i. 「霧社及ボアロン地方ニテ輸送ヲ担当シ居ル人夫ハ實ニ可憐ノ点多々有之是レ一ニ各倉庫長ノ方針如何ニ依リ人夫及人夫監督巡查ニ對スル待遇ノ岐ル々処ニシテ霧社倉庫長タル中村二等主計ハ人夫及人夫監督巡查ヲ遇スルコト實ニ言語道斷ニシテ同倉庫附屬ノ人夫及警察官ニ對スル待遇ノ一般ヲ掲ケレハ人夫ニ對シテハ朝昼夕共ニ小ナル菜圃一切ニ朝ノミハ之ニ附スルニ塩鮭ノ生物少量ヲ加フルノミ巡查ニ對シテハ人夫ノモノニ加味スルニ「ジャコ」少量ヲ加フルノミニテ如何ナル健康者ト雖モ遂ニ榮養ハ不良ニ陥リ肉落子後ニ下痢ヲ生シ其他諸病ヲ發シ人夫モ其監督タル巡查モ遂ニ後送歸還セサル可ラサル事トナルヲ普通トス而シテ他ノ方面即チ合歡山及関ヶ原等ノ倉庫ニ於テハ霧社ノ待遇トハ大ニ異リ從テ人夫及其ノ監督者等ニ比較的成績良好ナリ依テ霧社倉庫ニ在リテハ今一步右待遇ヲ進メラレ人夫及其ノ監督タル一般巡查ノ健康ヲ保持セラレン事ヲ切ニ希望スト」(六月二十九日、台中庁)

j. 「人夫ニ對スル倉庫員及軍人等ハ從來虐待的ニ涉リ動モスルト少シノ欠点ヲ見テ何等言語ヲ解セス毆打スルコト多カリシカ近頃ニ至リ之等ノ行為ヲ見ス而シテ下級ノ雇員及職工等ニ於テ欠点アリトテ時ニハ毆打スルコトアルモ事實調査ノ上処分スル様ニ致シ居リ候人夫ニシテ甚タ遺憾トスルハ病氣ニアラスシテ病氣ト稱シ出役ヲ免レントスル者アルヲ認ム之レ全ク輸送ノ困難ニシテ身体ノ疲労ニ基因スルコト多シ之等ニシテモ十日以上担送繼續シテ相当申出テアラハ監督者ノ手加減ニテ休業セシムルコト々ナシ居リ病氣ニアラスシテ無断休業スルコトハ許サス病氣診斷ノ際病氣ニアラスシテ診斷ヲ受ケ結果無病ト診斷セハ虚偽ナリトテ看護長ヨリ折檻セラル々コトアリ」(七月二一日、台中庁)

k. 「人夫ニ對スル所遇ニ就テハバトラン方面ハ既報ノ如ク陸軍側殊ニ經理部員ハ冷酷ナリ人夫等ハ可成物資ノ輕量ヲ欲スルハ當然ノコトナルモ經理部員ハ道路其ノ他ノ關係ヲ詳知セス無理ニ量積ヲ増加シ輸送セントシツゝアルヲ以テ此等ニ對シテハ充分ニ其不可ナルヲ明示シ輸送ニ遺憾ナキヲ期セシメタリ然レ

トモサカヘン社出発ノ際非常ナル難路ナルニ拘ラス過度ノ担送ヲ為サシメタル結果該物資ノ一割位ハ溪底ニ投棄セラル、如キ現象ヲ呈出セリ殊ニ甚シキハ斯ク担送ヲ為サシメタル為メ患者ノ收容充分ナラス其儘捨置カル、ノ非運ニ相遇セルモノ當地ニ至ル迄三十余名ニ達セルモ其後漸次收容シ今尚ホ生死不明ノモノ四五名アルヲ以テ之レカ調査中ナリ此ノ如ク陸軍經理部員ハ人權ノ何タルヲ解セサルノ觀アリシヲ以テ之レカ救済方法ニ関シ交渉シタルモ戰時ニ於テハ到底不可能ナリト斥ケラル然ルニ其ノ後當地ニ到着シタル後第一聯隊長ヘ宛テ松山枝隊ヨリ行倒人発見ノ報ニ接シ大ニ之レカ善後策ニ窮シ小職ノ許ニ右ノ件ニ関シ協議ヲ為スニ至レリ目下小職ニ於テ極力之レカ調査整理ヲ為シツ、アリ

當方面ニ於テモ之レト同シク保申人夫ノ運用ニ関スル一般ノ事情ヲ知ラス人夫ヲ過酷ニ使役スルノ惡風アリ殊ニ當倉庫嶋田二等主計ノ如キハ軍經理部ニ對シテハ何等ノ意見ヲ陳フルコトナク盲從シ部下并ニ警察官吏ニ對シテハ冷酷極マル行為ヲ要求シ人夫ニ對シテハ當地ヨリルツピ中繼所間往復四里余ノ山道ヲ担送シ午後三時頃帰レルモノヲ再ヒ使役スル等過酷ヨリ寧口慘酷ナル使役ヲ強ユル為メ翌日担送力ニ大ナル打撃ヲ受クル等其他枚挙ニ遑ラス此ノ如ク冷酷ナル労働ヲ強フルニ拘ラス雨天ニ際シ半食即チ一日三合ノ米ヲ絶シタルコトサエアリ其他副食物ノ如キモ人夫徴用規程ニ列記シタル十分一二達セス少量一食一本ノ「サイポー」位ヲ給スルノミニシテ其ノ他ノ副食物ハ皆無ノ状態ナリ尚ホ患者輸送部ノ人夫ニ對スル所遇ハ概シテ冷酷ナリ平素看護長一名アルノミナルヲ以テ多數ヲ取扱フコト能ハス數日間何等ノ手當ヲ為サス捨置カル為死亡スルモノサヘ出スニ至レリ本件ニ関シテハ軍醫部ニ交渉ノ結果少シク冷酷ノ度ヲ減シ目下僅力ニ手當ヲ為シ後送シツ、アルノ現況ナリ人夫ノ所遇ニ對シテハ遺憾ノ点多シ（七月二三日、台中庁）

以上のように、人夫に対する陸軍倉庫員の過酷な処遇が具体的に報告されている。強制的に無理な担送を

行わせたり、有無をいわず殴打したり、劣悪な食事の給与をおこなうといったことが共通して指摘されている。

しかし、そうした処遇が全ての陸軍部隊や倉庫でみられたわけではなく、bで紹介されているような「懇切」な扱いをする部隊もあり、その処遇に違いがあると報告されている。葦葉主山中継所・霧社倉庫・ポアロン倉庫・セラオカフ二倉庫の倉庫員が過酷な処遇をしているのに対し、合歡山および関ヶ原等の倉庫では比較的成績良好であるとされている。その違いがどこから生じるかについて、六月二九日の台中庁の報告(i)では、「各倉庫長の方針如何によつて人夫と監督巡査に対する待遇が分かれる。」と指摘している。

こうした苛酷な取扱に改善はみられただろうか。七月二一日付の台中庁よりの報告(j)では、人夫に対して倉庫員と軍人等は従来虐待的で、少しの欠点を見て言葉を理解せず殴打することが多かったが、近頃はこれ等の行為は見ないとあり、この時点では一定の改善が見られたようである。監督警察官からの報告や人夫を出す直接の責任を負っている保甲からの要望が各庁を通して民政部から陸軍経理部に届き、そこから改善の指示が部隊長や倉庫長に出された結果であると考えられる。

⑥ 原住民の襲撃

太魯閣蕃討伐作戦において、討伐軍の圧倒的軍事力動員の下では、戦闘の展開や原住民による襲撃は、散発的に行われたにすぎない。しかも、人夫は進攻部隊の後方で担送に従事するのが通常であり、原住民から狙われる確率も低かったといえるが、死傷者が出る事例もあった。

七月一三日に討伐軍経理部長から警察本署長に宛てた保甲人夫死亡報告⁽¹²⁾では、無名溪で糧食輸送途中、原住民の襲撃を受け、六月二三日、二人が腹部と心臓部刺創、六月二九日、一人が腹部銃創、七月七日、四人が誦首すなわち首狩によつて死亡したという報告がなされている。

こうした原住民の襲撃を恐れて逃走の虞れがでていたとの報告（七月七日、台中庁報告⁽¹³⁾）も出されている。
 ⑦人夫の逃亡

保甲人夫出役調査表（A）には逃走者数の欄が設けられている（表8参照）。各庁を比較してみると、逃走者の出役者に占める割合は、台中・嘉義・阿緞の各庁が高く、台北・宜蘭・新竹・南投の各庁は低いという状況が読み取れる。逃亡率の高い事例を挙げておくと、台中庁の五月三十一日付報告では四七六〇人中七〇六名で、一四・八%、嘉義庁の五月三十一日報告では二一〇〇人中二五四人で二一・一%、阿緞庁の六月三十一日付報告書では三一〇四人中一九三人で六・二%となっている。一方、宜蘭庁や南投庁では一番多い時期でもそれぞれ十三人、一二人と少ない。

この逃亡者の状況をリアルに伝えているのが、各庁から監督として派遣された警察官の報告（C）である。台中庁からは、五月二日、六月一六日、七月七日と警察官からの報告が民政部に通報されている。

五月二日の台中庁からの報告⁽¹⁴⁾では、五月七日に二二三名が逃走した件について、その原因として、以下⁽¹⁵⁾のことがあげられている。（1）担送区間の約束違反、（2）眉溪より前方は寒気強く、耐えられない、（3）討伐開始となれば帰庄不可能、（4）小遣い銭なく、副食物の給与不十分。六月一六日の報告書⁽¹⁶⁾では、（1）山道の険悪さ、（2）原住民が竹槍を設けていて危険、（3）人夫に対する陸軍側の処遇の悪さ、（4）病者や負傷者がでるなど健康状態の悪さ、などから逃走を企てる傾向がある、と報告されている。七月七日の報告書⁽¹⁷⁾では、「台歛山及無名溪間ニテ全輸送線中第一ノ難所ト称セラルツゝアル困難ノケ所」で、人夫の疲労が甚だしく、治療も不十分、食事も不十分といった状況があげられ、人夫は交代帰庁を迫り、「新竹、嘉義、台南、及台中庁ノ一部ハ逃走ノ虞アリ」としている。その原因は、保正が交代期限を予約したことをあげているが、⁽¹⁸⁾事實は輸送困難で、身体が衰弱すると共に、原住民による危害が頻発しており、家事への心配にあると推察

されている。

嘉義庁からは、五月一四日、二五日、六月二四日と監督警察官からの報告が通報されている。

五月一四日の報告⁽¹⁷⁾では、討伐隊の前進開始とともに、霧社以东に移された時に多数の逃亡者がでる虞れがあるとしているが、事実五月の調査報告では一二・一%の逃走者が出ている。五月二五日の報告⁽¹⁸⁾では、「軍隊行動開始ト共二人夫ヲモ前進シツヽアル趣キニテ是ト同時二人夫ノ逃亡者増加シ」たため監督警官が防止に努めたが、陸軍部隊の人夫取扱官が過酷な取扱いをするため「続々逃亡者ヲ出ス原因ヲ惹起」しているとしている。

阿緞庁の六月二一日の報告⁽¹⁹⁾では、逃亡帰庄者の実情調査で、防寒防雨の用意がなく、寒冷に耐えない、道路険悪で荷物過重、粗食、人夫取扱が非常に過酷、という証言があげられている。

こうした報告で共通してあげられているのは、陸軍側の人夫取扱いのひどさ、山道の険悪さからくる担送の困難さ、食事の供給の不十分さであり、現場ではこうした状況に対する改善が強く求められていたといえる。

⑧ 人夫の死亡

人夫の死亡については、各庁から出された出役人夫調査報告書（A）（B）に記載された分は表9の通りである。表1の「経理部出役人夫人員表」に病死三三名が記されている。

資料としては、「大正三年六月八、九両日ニ於ケル死亡人夫人名（十三日迄当部二報告シ来ル分）」（※陸軍用箋使用⁽²⁰⁾）がある。

死亡月日／ 死亡場所／ 死亡人数 （※死亡月日と死亡場所をひとまとめにした）
 六月八日／ 合歡山／ 三人

表9 人夫死亡者数一覧表

報告月日	所属庁名	死亡者数	死因その他
5月31日	台北 新竹	1名 1	電死 合歡山にて死亡
6月15日	台北 宜蘭 桃園 新竹 台中 嘉義 台南	1 4 1 11 4 3 10 12	電死 職死 病死 戦病死 病死 病死 病死
6月26日	嘉義	6 1 3	凍死 傷死 病死
6月30日	宜蘭 桃園 台中 嘉義 台南 阿緘	4 4 2 7 9 11	病死 戦病死 病死 病死 病死
6月	新竹 台南	5 25	
7月15日	桃園 台中 嘉義	5 9 3 8	戦病死 病死
7月31日	桃園 嘉義 阿緘	12 25 8	戦病死
8月15日	台南	66	
月日不明	台南	65	

六月八日／ 合歡山と畢録山との中間／ 四人
 六月八日／ 合歡山倉庫と屏風山倉庫との中間／ 四人
 六月八日／ 関ヶ原倉庫前方／ 一人
 六月八日／ 合歡山倉庫と畢録山との中間／ 一人
 六月九日／ 屏風山／ 四人
 六月八日／ 屏風山頂／ 二人

六月九日ノ 薔菜西側中継ノ 五人

合計二十四人

他に、六月二三日から七月七日にかけて無名溪(十二名)とタツキリ溪谷(二名)で、十四名の死亡が報告されている。⁽¹²⁾

出役人夫調査報告書の調査日別に見ると、五月三十一日二人、六月一五日四六人、六月二六日十人、六月三日三七人、七月一五日二五人、七月三十一日四五人、八月一五日六六人、となる。七月一五日調査日分は、九月中四庁、七月三十一日調査日分は五庁、八月一五日調査日分は六庁の報告が見られないので、総死者数の把握は困難であるが、保甲人夫を出したすべての庁の報告がそろっている六月の二回分による限り、六月は半月で四〇〇五〇人近くの死者がでていることになる。六月八、九日の二日間だけで二四人の死者がでたという報告からも、六月に死者が集中したことが窺える。

死因として記載されているのはほとんどが病死である。人夫の病気の状況については、すでにふれたが劣悪な医療環境の下でほとんど十分な治療が受けられず病死に至ったと考えられる。

原住民による襲撃による死亡については⑥で見たように、刺創二人(六月二三日)、銃創一人(六月二九日)、賊首四人(七月七日)の報告(七月一三日付)が陸軍経理部長からなされている。

凍死については、②でふれているが、六月に六人、七月に二人凍死の報告がなされている。ちなみに、七月の凍死については、陸軍経理部長の七月一三日報告では、同日にタツキリ溪谷源流部のルツピとセラオカフの間で、「糧食輸送途中暴風雨ノ為メ」二名凍死とある。この七月の暴風雨は相当激しかったようで、鉄線橋が壊れたり、道路が寸断され、輸送が一時途絶えるといった厳しい状況が一時生まれている。

死体の扱いについても、その不十分さが指摘されている。経理部倉庫員が人夫の死亡行方不明について何

の処理もしない（七月三十一日、台中庁セラオカフエ倉庫付警部補松井喜一郎報告）ことが報告されている。⁽²¹⁾ 台湾総督府作製の「陸軍部隊所要保甲人夫ノ状況」⁽²²⁾にも「四、人夫ノ死体ニツイテ」の箇所で、

「人夫ノ死体（没死又ハ病死）ヲ往々路傍ニ数時間放置シタルコトアリテ人夫等ハ之ヲ目撃シ非常ニ憤慨スルノミナラス自然其出役ヲ厭忌シ加フルニ病氣帰還者ハ帰郷後其ノ状態ヲ吹聴スルヲ以テ将来人夫徴用上困難ヲ感スル向アリスル事実ハ前方ニ在ル戦闘部隊ニ在リテハ已ムヲ得サルコト、認めラレル、モ合歡山附近ニ於テ如此死体ノ取扱ヲ為スハ経理部々員ノ怠慢ト云ハサルヲ得ス松本副官ハ侍従長官出迎ノ為下山ノ際モ死体ノ放置シタルヲ目撃セラレタリト云フ」
と倉庫員の対応を批判している。

5. 監督警官の状況と役割

各庁から派遣された警官は、それぞれの庁から動員された保甲人夫の引率と監督の任務をあたえられた。ここでは、派遣警官数と警官の果たした役割についてみてみよう。

（一）派遣警官数

陸軍の保甲人夫徴用規定の第五条では、派遣警官数について、「軍隊行動前ニ於テ、各廳ヨリ保甲人夫供給ノ場合ハ人夫約五〇名ニ對シ一名宛ノ巡查又ハ巡查補ヲ付属サセ服役其他一般ノ取締ニ任セシムルモノトス」として、軍隊行動開始後は、途中監督の爲同じ割合で警察官を付属させるとある。

「陸軍部隊所要保甲人夫ノ状況」⁽²³⁾では、派遣警官数について以下のように記されている。

「六、人夫取締警察官ノ状況

大正三年太魯閣原住民討伐陸軍部隊における保申人夫徴用（一）（前）

表 10 引率警察官数一覧表

庁名	調査日	警部	警部補	巡査	巡査補	現在出役数 (人夫)	[規定による巡査数] (人夫50人に巡査1人)
宜蘭庁	5・31		4	10		2241	44
	7・31		1	5		1630	33
桃園庁	5・31		1	10		2109	42
	6・15		1	10		2030	33
	6・30		1	10	1	2652	53
	7・15		2	17	2	3079	61
	7・31		1	19	2	4459	89
新竹庁	5・31	1	4	17	5	2399	47
	6・15			18	5	2328	46
	6・30			23	6	3315	66
台中庁	5・31	1	3	70		2224	44
	6・15	1	3	70		2784	55
	6・30	1	3	91		4477	89
	7・15	1	3	86		4894	97
嘉義庁	5・31		1	17	8	1312	26
	6・15	1		15	8	1567	31
	6・26	1		15	8	2267	45
	6・30	1		17	10	1949	38
	7・15	1		20	9	2097	41
	7・31	1		20	9	1606	32
台南庁	5・31		1	30	2	2012	40
	6・15		1	32	1	1907	38
	6・30	2	1	50	2	3739	74
	8・15	2	1	19		2860	57
	月日不明	2	2	60	2	4789	95
阿緘庁	5・31		1	52		2292	45
	6・15		2	52		1989	39
	6・30		2	52		2506	52
	7・21		3	60	2	2574	51
	7・31		1	45		2170	43
	8・15			16		999	19

人夫取締警察官派遣ノ計画ハ警部一、警部補四、巡查、巡查補二七〇ニシテ之ヲ各地二分属セシメタルヲ以テ其ノ監督者タル警部警部補ノ配置セラレタル箇所ハ四ヶ處ニ過キス」

これによると、人夫取締警察官派遣の計画は、警部一人、警部補四人、巡查二七〇人とある。

保申人夫出役調査表（A）に記載された引率警官数は表10の通りである。

人夫を出した全ての庁からの調査報告がそろつて五月三十一日の派遣警官の集計では、警部二人、警部補一人、巡查・巡查補二一人となる。（ちなみに、台北庁・南投庁からは引率警官の記載がなされていないので、この数字が全派遣警官数を示しているわけではない）

陸軍の保申人夫徴用規定の第五条による派遣警官数（人夫約五〇人に対し一人宛の巡查または巡查補）をほぼ満たしている庁は台中庁・嘉義庁・阿緘庁で、宜蘭庁・桃園庁・新竹庁は規定の半数以下となっている。後者の庁は台湾北部の庁だが、どうして規定をはるかに下回る巡查しか派遣されなかつたかを示す資料は見あたらない。

各支庁単位での警官派遣警官数がわかる嘉義庁について検討しておこう。六月段階の同庁の「徴用人夫一覧表」²⁴と「人夫監督巡查・巡查補所属別表」²⁵から監督巡查表を作成した（表11）。それによると、各支庁から一名く五名、合計で三八人の巡查・巡查補が派遣されている。規定の警官数を満たしている支庁はどこもなく、出役人夫数三八〇人で、規定から七六人が必要とされているが、その半分しか派遣されていないことになる。

（2）監督警官の役割

派遣された警官が人夫の引率・監督者としてどのような役割を果たしたかについて検討してみたい。まず、その事例をあげてみよう。

- a. ② 人夫逃亡の防止
 「軍隊行動開始ト共二人夫ヲモ前進シツゝアル趣キニテ是ト同時二人夫ノ逃走者増加シ總監督警部補始
- a. ① 人夫家族への配慮
 「出役人夫ニ関シテハ引率警察官ニ於テ出来得ル限り家族ヘノ通信ヲ奨励シ尚ホ發信ハ成ルヘク端書ヲ用ヒシメ一應引率者ニテ之ヲ檢閲發送セシムルノ方法ヲ採リ一般民情ノ融和ヲ計リツゝアリ」(五月一四日、嘉義庁)⁽²⁶⁾

表 11 監督巡查数表（嘉義庁）

所属別	徴用 人夫数	監督巡查・巡查補数			[規定による 巡查数]
		巡查	巡查補	計	
庁直轄	450	5	—	5	9
中 埔	150	1	1	2	3
竹頭崎	150	2	—	2	3
打 猫	400	3	1	4	8
斗 六	450	3	1	4	9
土 庫	250	2	1	3	5
西 螺	400	3	—	3	8
北 港	225	1	1	2	4
下湖口	150	1	—	1	3
撲仔脚	175	2	1	3	3
東石港	250	2	1	3	5
塩水港	400	1	1	2	8
店仔口	350	2	2	4	7
計	3800	28	10	38	76

備考

本表ノ外警部一人眉溪ニ派遣シ在リ

b. 「メ各引率者八百方之レガ防止ニ努メツ、アル」（五月二五日、嘉義⁽¹²⁷⁾）
 「現今當倉庫ニ專屬スル人夫八桃園、新竹、臺中、嘉義、臺南、阿緞、南投廳ノ出役者ニ候処何レモ先
 月中ニ入山セシモノハ交代帰廳ヲ迫リツ、有之候ニ付懇諭服役セシムルコトニ務メツ、有之候モ新竹、嘉
 義、臺南、及臺中廳ノ一部（彰化支廳人夫）ハ逃走ノ虞アリ警戒中ニ候」（七月七日、台中⁽¹²⁸⁾）

③ 倉庫員・医師への説得、交渉

a. 「八、人夫ノ衛生状態ハ前述ノ通り概シテ不成績ナルヨリ経理部側ニ於テハ警察官ノ取締力如何ニモ不
 充分ナルカ如ク五月三十一日ノ如ク経理部長ノ命令ナリトテ當追分ノ倉庫長水島主計ハ休業中ノ患者ヲ
 懲戒的二極メテ不完全ナル而モ毎日ノ如キ降雨ニ雨漏ノ甚シキ人夫小屋ニ移轉セシメ而シテ是等患者ニ
 ハ懲戒的二減食セシメントスル交渉ニ接シ候ニ付小官ハ本件ニ就テハ絶対的の反對ヲ主張シ今日ノ處從來
 ノ通待遇シ居レリ

九、前記ノ通り比較的の患者多数有之二依リ可成就業者ヲ多カラシメントメ毎朝五時ニハ健康者ト患者
 ヲ多（重病者ヲ除キ）トヲ問ハス嚴重ナル点檢ヲ行ヒ該点檢ニ依ツテ直接監督ノ任ニアル巡查ハ事實休
 業ヲ要スル患者ナルヤ否ヤヲ鑑別シテ事實休業ノ已ヲ得スト認ムルモノノミヲ受診セシムル事ニシテ就
 業ヲ督励シ一方患者ニ対シテ特ニ土語ニ通スル巡查一名ヲ附シテ便ヲ計リ出来得ル限りノ手當ヲ為ス事
 ニ致シ居レリ結果他倉庫ニ比シ好成績ヲ挙げ居ル次第ト信シ居レリ」（六月四日、台中⁽¹²⁹⁾）

b. 「本職ハ去ル十六日木瓜溪ニ於テ病氣解隊ヲ命セラレ帰途病氣帰還人夫五名ヲ同道シ蕃菜主ボアル眉
 溪ノ各倉庫ニ宿泊シタルモ宿泊所倉庫員ハ解隊人夫ニ対シテハ食事ヲ与フル能ハサル旨ヲ述ヘ容易ニ食
 事ヲ給セサルヲ以テ各倉庫ニ於テ再三交渉ノ結果同道セシ人夫五名ニハ給與セラレタルヲ得タル」（六月
 二七日、台中⁽¹³⁰⁾）

- c. 「一、各倉庫軍医及看護長ノ診察治療ハ誠ニ不親切ニシテ其ノ程度實ニ外観者ヲシテ驚嘆セシムルモノニテ有之候當倉庫専属軍医ノ如キハ先ツ親切ニ診察スル例ニ候モ夫レニテモ人夫等ハ常ニ軍医ノ不親切ヲ唱ヘ居リ候ニ付小職ハ夫レトナク時々談話ノ間ニ改良ヲ促シツツ有之候」「一、保申人夫ニシテ就業中ニ負傷（岩石其ノ他ニテ身体ノ一部ヲ負傷シタルモノ）休業（医師診断ノ結果）セシ場合ハ公症トシテ相當ノ賃金ヲ支拂フヘキモノト思料セラレ候ニ付其ノ旨倉庫トモ交渉中ニ候モ未夕何レトモ決定セスニ付其ノ筋へ御稟申相成様致度候」（七月七日、台中庁¹³¹）
- d. 「本月七日大暴風雨以來降雨續キタル為メ同病患者ノ續出スルコト多ク今ヤ一割五分以上ノ患者ヲ出スニ至レリ之レカ予防ニ関シテハ部下警察官吏ヲ督励シテ收容治療ヲ受ケシムルコトニ務メツ、アルモ如何セン當所患者收容所ハ僅カニ看護長一名ノ配属アルノミニシテ到底之レカ予防救治ニ間然^{マヤ}ヲ期スルコト能ハサルヲ以テ軍醫部ヘ数度交渉ノ結果漸ク本日迄三回ノ後送ヲ為スニ至レリ今ヤ看護長ノ外軍医ヲ以テ之レカ豫防救治ニ當ラシメツ、アリ尚ホ當所倉庫長島田二等主計ノ如キハ此等ニ付テハ全然無經驗ナルト無頓着ナルニハ殆ント不責任ノ状態ナリ小職ハ衛生専務巡查補ヲ特設シ日二三回ノ糞池ノ消毒患者ノ健康調査之レカ收容ニ當ラシメ極力之レカ豫防ニ努メツ、アリ」「小職力第一聯隊附以來ノ人夫モ尚ホ現存シアルカ数十日ニ一日ノ休養モ與ヘサル状態ナルヲ以テ其疲勞タルヤ實ニ甚シ此等ニ付テモ經理部當局者ヘ交渉シタル」（七月二三日、台中庁¹³²）
- e. 「セラオカフニ倉庫配属人夫ニ去月十日頃ヨリ赤痢大腸炎等ノ下痢症患者續発シ之カ豫防ニ付テハ患者收容所ニ数回交渉ヲ重ネタルモ僅カニ看護長一名位ノ配置アルノミニシテ到底之レカ豫防ノ実績ヲ挙クル能ハサルヲ以テ小職ヨリ直接討伐軍々醫部ヘ交渉シタル結果相當豫防施設ヲ為スコトニ決定シセラオカフニ倉庫ニ於ケル豫防其衝ニ當リ衛生専務巡查ヲ設ケ構内ノ清潔保持飲食食物取締并ニ豫防施設ヲ為ス

コト同時ニ患者收容所ニ於テ粘血便患者下痢患者八直ニ之ヲ收容後送スルコト、為セリ」（八月五日、台中庁）⁽³³⁾

以上の報告で明らかのように、監督警官は人夫の立場に立って、労役がスムーズに行われるよう努めるとともに、人夫の待遇改善のために積極的に交渉をしていることがわかる。また、監督警官の重要な役割として、人夫の置かれた具体的状況と待遇改善の提言を詳細に所属の庁に報告（人夫状況報告書（C））することによって、待遇改善の措置を検討させたことをあげることができよう。

この点は、「陸軍部隊所要保甲人夫ノ状況」（台湾総督府用箋使用文書）⁽³⁴⁾で、人夫小屋、患者の取扱、給与、人夫の死体の放置、各部隊の人夫取扱等についてその改善の必要性があげられているのは、現場の監督警官からの報告が反映されているとみてよい。

こうした監督警官の対応に、人夫が絶大な信頼を寄せたことは、以下の六月の各庁からの報告（B）のうち、「七、警察官ノ人夫ニ対スル状況」が明確に示している。

a. 「警察官ハ大ニ人夫ニ同情ヲ寄セ慰藉シツ、使役スル故彼等モ警察官ヲ頼リニ服役シツ、アル状況ニテ何等悪聲ヲ放ツモノナシ」（新竹庁）⁽³⁵⁾

b. 「出張警察官ノ報告ヲ綜合スルニ最モ大切ニ取り扱ツ、アルモノ、如シ又人夫等ニ於テモ前項記述ノ通り深く信頼シアリテ人夫ト引率警察官ノ間ハ至極円満ニシテ殊ニ當廳ニテハ警察官吏出発ニ際シ人夫接遇上ニ付テハ出役時ハ勿論食時又ハ彼等ノ休養時ニ於テモ特ニ注意ヲ払ツテ取締リヲ為スヘキヲ指示シ居ルヲ以テ此点ニ付テハ遺憾ナキカ如シ従ツテ引率警察官吏ト人夫トノ間未タ曾テ悶着事件出来シタルコトナシ」（嘉義庁）⁽³⁶⁾

c. 「警察官ハ各所属廳ノ人夫ヲ監督スル時ハ人夫等モ力ト頼ミ多少ノ困難ノ如モ我慢シテ就業シ警察官ニ

於テモ事情ヲ知悉スルヲ以テ大ニ便利ニシテ故障ヲ生スル度モ少キモ近時ハ補給区域ノ擴大ニ伴ヒ漸次
他廳ノ人夫ヲモ監督セザル可ラザルニ至リ相互不便ヲ感ズト」（台南庁）⁽³⁷⁾

このように、各庁から派遣された監督警官は保申人夫の側に立つて、引率・監督の任務を全うするよう全力を尽くしたが、以下の報告に見られるように、陸軍部隊の警官に対する待遇は、糧食給与は保申人夫と変わらないものであり、支給品も渡さず、対応も蔑視するという状況であり、健康を損ねて病気になる警官も
でるといふ始末であつた。

a. 「六、警察官吏ノ現況

警察官吏ハ一般ニ糧食充分ナラス殊ニ肉類ノ如キハ皆無ノ状態ナリボアルン蕎菜主山南峰ハ稍ヤ普通ナルモ當所即チ木瓜溪ニアリテハ何等加給品ナク酒茶ハ勿論ナシ副食物トシテハ塩鮭ノ小ナルモノ一片位ニシテ味噌汁サ工食スルコト稀ナリ殊ニ飯ハ不足ヲ告ケ減食シツヽアルノ状態ナリ一般警察官吏ノ健康状態良好ナラス巡查稲垣藤兵衛ハ赤痢病ニ罹リ昨八日埔里社病院へ後送セラレ本日又夕巡查坂下徳衛同病ノ疑アリ当所衛生隊ニ於テ収容治療中」（六月一日、台中庁）⁽³⁸⁾

b. 「警察官ニ對テハ軍隊側ヨリ總テ継子扱セラレ苦力ト同シク別視セラレ居ル様ニ思ワレ候卑劣ノ例ニ有之候モ下給品ハ雇員以上總テ定日ニハ支給致シ居リ候モ警察官ニハ支給スルモノニアラストシテ三回ニ一回ノ下給ヲ受クルノミニ有之候又担送荷物中紛失或ハ抜荷等アル時ハ警察官ニ責ヲ負ワシメントシ警察官ノ人夫監督不十分ナリト或ハ警察官力途中ニ於テ抜キ取ルナラントノ言ヲ弄スルコトアリト聞ク其ノ實倉庫員或ハ軍人力護衛途中或ハ倉庫ニ於テ抜キ取ルモノニシテ或ル軍人力日本酒数本ヲ雜貨店ニ持チ行キ菓子ト交換シタルヲ店員ヨリ聞キタリ倉庫員ハ多クハ一時ノ雇傭ニシテ無責任極マリ實ニ慨嘆ニ不堪或時ハ巡查ト共ニ同盟罷業ヲナサントシタルコトアリ倉庫長ノ異ナルニ從テ多少警察官及人夫ニ對

シ待遇ヲ異ニスト雖モ今回交代シタル當倉庫長竹田久太郎ナルモノハ巡查ヲ冷遇スルコト甚シク葦菜主
山方面ニ勤務中十数名巡查ヲ帰廳セシメタルモノニシテ當地ニ来リタル後モ巡查ニ対シ不感ノ念アルモ
ノ、如シ幸ニ當倉庫ニ於テハ衝突ナシ」（七月二一日、台中庁）⁽³⁹⁾

c. 「五、警察官吏ノ現況

當所ニ配属セル小職ノ部下ハ巡查三十一名、巡查補五名ナリ此等警察官吏ノ目下ノ状態ハ副食物ナリ一
食汁一腕ニ足ラヌ又ハ塩鯖ノ一片位ナリ為メニ何レモ營養不良ノ状態ナリ本件ニ関シテハ數度交渉シタ
ルモ物資欠乏ノ今日到底之レ以上ノ給與出来得サル狀況ナリ殊ニ近来ニ来リ赤痢病并ニ下痢症ニ感染ス
ルモノ多ク已ニ一名ノ巡查ヲ後送シ又々四名ヲ後送セサルヘカラサルノ状態ニシテ健康状態良好ナラス
此等ハ過般来連日ノ降雨ト人夫ニ此種ノ疾病多キ為メ遂ニ感染シタルモノナリ」（七月二三日、台中庁）⁽⁴⁰⁾

6. 人夫出役における保甲の役割

保甲人夫の出役において、個々の保甲住民の動員の実務をおこない、出役人夫を支援したのが保甲組織である。原住民討伐隊の人夫出役は「内地出身者」を除く台湾住民の義務とされたが、危険と相当の労力をと
もなうこうした労役が単に義務ということだけで強制できたわけではなく、保甲組織の役割を抜きに実施す
ることはありえなかつた。ここでは、保甲組織が人夫出役においてどのような役割を果たしたか、保甲人夫
の動員と支援の状況について見ていきたい。

(一) 人夫の動員

保甲における人夫動員は、臨時保甲規約標準第五条によれば、保正は出役人夫名簿を作りあらかじめ抽籤

を行い、出役順序を登記しておいて、官庁の命令で順次出發させるという手順で行うことと規定されている。⁽¹⁴⁾
 台南庁では、直轄派出所と支庁単位で「保甲徴用人夫割当表」を作製している。⁽¹⁴⁾これは、出發日が四月二十六日と二八日の分で、項目は保数・男人口・徴用人夫数・出發日となつてゐる。備考欄では「此ノ出役ハ男人口百二対シ五厘七毛（即チ半人強）ノ割合」と記されており、男性人口の〇・五%強が徴用人夫数であることを示している。保数七九〇に対し、徴用人夫数は一六〇〇人で、この時の一保平均の出役人数は二・〇人となる。

六月に民政部から各庁に求めた保甲人夫に関する報告書（B）より、各庁（五庁）の一保平均の出役人数がわかる。

新竹庁 八、三人（「一保平均出役人員八人三強」）⁽¹⁴²⁾

桃園庁 一〇、五人（出役命令人数二九四七人、保数二八二保）⁽¹⁴³⁾

台中庁 八、九人（「一保平均出役人員八人九分（保数八五八保）」）⁽¹⁴⁴⁾

嘉義庁 四、〇人（※「徴用人夫一覽表」では、「一保平均三・六八」と記載されている。この一覽表で、各支庁別の一保平均徴用数は、三・一人から五・八人となつてゐる）⁽¹⁴⁵⁾

台南庁 七、二人（「一保平均出役人員七人二分弱」）⁽¹⁴⁶⁾

嘉義庁の平均出役人員を除くと、一保平均出役人員は八・七人ということになる。ちなみに、一保は一〇〇戸（*一甲¹¹一〇戸、一保¹¹一〇甲）を単位としている。

この人夫出役の義務についての保甲民の受け止め方については、以下の各庁からの報告の中から読み取ることができる。「出役ニ就テハ廳下人民ハ従来ノ經驗上到底免ルヘカラサルモノト觀念シ居ルヲ以テ苦情ヲ唱フル者比較的少ナシ」（六月、新竹庁）⁽¹⁴⁷⁾「本規約ノ実施ニ付管内人民ニ示達シタル二個人トシテノ利害問題ヨ

り多少苦情ヲ唱フルモノナキニアラサルモ本島各廳ニ実施セラル、モノナレハ止ムヲ得サルモノトシテ敢テ人心ヲ動揺スヘキ事項モナカリキ殊ニ今回ノ規約ハ保甲役員ニ対シテ人夫出役ノ義務ヲ免除シタル為メ保甲内ニ於ケル輿論ヲ喚起スルノ主動者ノ位置ニアルモノ極メテ冷静ナル為メ従ツテ民心ノ騷擾誤解ヲ惹起スルカ如キ事項極メテ少カリシモノ、如ク思料セラル」（六月、桃園庁）⁽⁴⁸⁾

このように、違反した場合過怠金がかげられ、免がれることのできない義務労役という受け止め方が一般的であったと考えられる。その義務心たるや「一般ノ人夫ハ義務心ニ乏シキコトハ多言ヲ要セサル」（七月二三日、台中庁報告）⁽⁴⁹⁾といったものであった。

その上に、標高三千メートルを越す中央山脈における原住民居住地域での出役に対する危惧があつた。そうした出役人夫の「民情」が嘉義庁の報告（六月）⁽⁵⁰⁾ にリアルに表現されている。この報告によると、出役に対する民情が以下のように変化している。第一回（四月二六日）は戦場に行くかのように思い、出役への危惧があつたが、現地からの人夫の通信で平穩になり、第二次（五月二六、二七日）、第三次（六月七日）は民心が安堵して問題なかつた。第四次（六月一九日）は再び危惧の念をいだき、徴用を逃れようとしている。その原因は、合歡山方面の担送が困難との通信や原住民の誡首の新聞報道等により、出役の困難さが問題にさ
れている。

「義務心ニ乏シキ」出役人夫の意識の根底には、この労役そのものへの根本的疑問が伏在していたと考えられる。新竹庁報告中の通霄支庁長報告（六月）⁽⁵¹⁾ には、以下のように保甲民からの痛烈な批判の声が記述されている。「一、今回規定セラレタル臨時保甲規約ハ頗ル人民ノ權利ヲ侵害シタル酷政ナリ 二、理蕃事業ハ官廳及内地人ノ為ニハ利益ナランモ吾等本島人ニハ何等利益スル處ナシ」。この批判は、理蕃事業が本島人ニ漢民族系台湾住民には何の利益にもならないと断定している。直接の利害関係のない原住民討伐行動に、何故

台湾の住民が動員されなければならないのかという不満が明確に表されているといつてよい。

こうした住民の意識状況に配慮し、動員に責任を負っている各庁では保甲民への説得活動がおこなわれている。台南庁では、「人夫出役二付キテハ徴用ニ先立チ一般保甲ニ對シ討蕃概要並ヒ二人夫供出ノ義務上二付キ訓示ヲ與ヘ爾來幾回トナク説得ヲ繰返シ」た結果、「格別苦情等ヲ申出ツル者トテハナキ」と報告（六月）されている。⁽⁵²⁾ また、桃園庁では、流言に保甲民が動揺しないようにと、警務課長が「六月三日ヨリ同九日ニ涉リ直轄各支廳別ニ保甲役員ヲ應、支廳ニ召集シ親シク現況ト討蕃行動ノ必要ヲ説キ之レニ対スル人夫供給ハ本島人ノ一大公義務ニ属スヘキ旨ヲ懇切ニ告ケ終リ」と保甲役員を説諭し、大いに効果があつたと報告（六月）されている。⁽⁵³⁾

人夫出役は義務とされ大変な負担を伴うものであり、できれば免れたいというのが保甲民の意識状況であつたと考えられるが、一方では「希望出役」があつたのも事実である。台南庁では、「廳下ニ於ケル人夫ハ抽籤ニヨルモノト希望出役ニヨルモノト約半半位」⁽⁵⁴⁾（六月）と出役者の約半分が希望出役と報告されている。これは、「右ノ補助金ハ廳下ハ討蕃人夫ノ出役初メテノ故力最初多クノ保甲役員等ハ日ニ老円位ノ補助ヲ為サバ爾可ラズト稱シタルヲ本廳ニ於テ他ノ例ヲ参照シ論シテ既記ノ如ク減額セシメタル」とあるように、初めての出役人夫ということで、保甲からの補助金への期待があつたことによるものと考えられる。

「希望出役」が金銭を目的とした、本来の出役者の代理出役であつた場合、「去月各庁ヨリ徴用シタル人夫中ニ八他人ノ代理トシテ一定ノ金額ヲ受取り来リタルモノ多シ此等ハ多ク花柳病其他ノ疾病ヲ包蔵シ来リ何等勞働ヲ為サス病氣帰還ヲ乞フモノ多シ」（七月二三日、台中庁）⁽⁵⁵⁾といった事態も生まれている。各庁から送られてきた人夫の台中の下車地点での健康診断の実施はこうした労役に耐えられない保甲民をチェクするためのものであつたと考えられる。

（2） 人夫への補助金

① 醸金の状況

保甲人夫に対しては、「大正三年討伐陸軍部隊所要保甲人夫徴用規程」により、一定の基準に基づいて給料並びに糧食が官給されることになっている。この待遇を補充するものとして保甲による補助金制度がある。臨時保甲規約標準第十、十一条では、出役免除を受けた者や家長から醸金を徴収し、出役者の家族で生活困難な者に前貸ししたり、人夫携帯品の購入や出役人夫の死傷手当賞与その他必要な費用にあて、残余がある時は出役人夫全員にその出役日数に応じて分配支給する、と規定されている。

この醸金の状況についてみておこう。六月の各庁からの報告（B）で、「保甲醸金の状況」が以下のように報告されている。

a. 「醸金八保ノ大小資力ノ関係等ニ依リ四十円乃至五百円位迄醸出シツヽアリ何レモ認可集金済ナリ」
（新竹庁）⁽⁵⁶⁾

b. 「本件二就イテハ豪毛廳、支廳ニ於テ関係セス悉ク各保甲ノ任意ニ爲シアリテ土地ノ状況保甲貧富ノ程度、徴用ノ人選等ニ依リ一定セス然レトモ大体ヨリ之ヲ見ルトキ八人夫一人ニ對シ一人平均二十五、六円位ノ醸出ヲ為シツヽアルノ傾キニシテ其ノ支給ノ方法ニ至リテハ或ハ出発ニ際シテ一時金ヲ支給シ或ハ無事任務ヲ終了シ歸還後ニ支給スル豫約ヲ爲スモノモアリ」⁽⁵⁷⁾
（嘉義庁）

c. 「徴用当籤者ニシテ出役セザル場合ノ醸金並勞銀補足ノ醸金トモ今日迄ノ処別ニ問題ナク行ハレ来レリ」⁽⁵⁸⁾
（台南庁）

醸金は「各保甲ノ任意」で決められ、保の大小や経済状態を勘案して醸金が決められている、醸金はスムーズに行われている、と報告されている。嘉義庁の一保当りの醸金負担額は表12に表示されているが、一六円

大正三年太魯閣原住民討伐陸軍部隊における保申人夫徴用（一）（前）

表 12 保申負担額と人夫給与額一覧表 (6)

支庁名	保数	徴用数	同上一保平均	人夫に対する保甲の 総醸出金額	同上一保 負担額	人夫一人に付 給与金額
直轄	83	450	5.4	12,250 ^円 00	14074 ^円	2630 ^円
中埔	26	150	5.8	1,82000	7000	1201
竹頭崎	40	150	3.8	3,45800	8645	2300
打猫	105	400	3.8	6,82500	6500	1706
斗六	119	450	3.8	11,18700	9407	2408
土庫	61	250	4.1	1,02500	1681	410
西螺	76	400	5.2	10,26000	13500	2506
北港	67	225	3.3	4,69000	7000	2053
下湖口	48	150	3.1	3,54400	5300	1700
僕仔脚	77	175	2.2	3,85000	5000	2200
東石港	84	250	3.1	6,97400	8303	2709
塩水港	89	400	4.5	7,63900	8583	1910
店仔口	77	350	4.5	5,54800	7300	1508
計	952	3800		78,07000	—	—

(※徴用数は以下の第1回から第5回までを合計したもの。人夫輸送日：第1回4月26日、第2回5月26、27日、第3回6月7日、第4回6月19日、第5回6月26日)

八一銭から一四〇円七四銭まで相当の差（最高額と最低額で八・四倍の差）がある。全体の平均（人夫に対す
る保甲の総醸出金額÷保数）をとると、八二円となる。経済状態の厳しい保にとつてはその負担はかなり重
かったと考えられ、台南庁では出役者数が増加し、保甲の補助金が嵩み、今後の徴用を見越して「生活程度
ノ低キ保ノ如キハ早クモ寄々杞憂説ヲナスモノアリ」（六月）⁽¹⁵⁹⁾といった状況が報告されている。

このような状況は次第に深刻化していったと思われ、八月十日には、台北庁長が警察本署長宛に「保甲人
夫補助金其他ノ件」と題する以下のような内容の意見書を出している。⁽¹⁶⁰⁾

「人夫への給与とその資源である醸出金は予算を定めて統一する方法をとってきたが、その後多数の人夫
を急劇に徴用したのと農繁期の時期で労働力が払底したことで、被雇用者が多額の補助金を強要するた
め、保甲では人夫の供出に困難を感じている。貧弱な保甲がその要求する金額を醸出することは到底不
可能と判断されるので、人夫の給与は出役当時の契約にかかわらず、左記の通り取り扱っていただき
たい。」

そこでは、以下のように庁として保甲民の醸出金額の限度額を示し、これをもとに人夫の給与を取り扱う
よう求めている。

記

一、保甲民ノ醸出金額ハ以下ノ所要額ヲ限度トスルコト

イ、人夫ノ携帯品食費（出役集合地到着日ノ昼食迄）旅費（身体検査ノ結果不合格トナリシモノノ帰
還旅費）ノ実費

ロ、賞與金 人夫一人一日金四拾銭以内ニテ出役日数二応シテ支給額ヲ定ム

ハ、救助金 傷病者二対シ其軽重ヲ参酌シテ一人拾円以上五拾円以内ニテ其支給額ヲ定ム

二、吊祭料 一人百円以上百五十拾円以内ニテ情状ニヨリ其支給額ヲ定ム
 二、八、二、八一支廳又ハ一監視區聯合ノ負担トスルコト」

②人夫への一人当り補助金額

人夫一人に対しては保からどの程度の補助金がだされていたか。二つの庁では、人夫一人に対する補助金額を示す一覧表が作製されている。

A. 桃園庁

表13 「臨時保甲規約ニ依ル経費」（大正三年六月二十六日 現在）⁽⁶²⁾ 桃園廳

直轄及支廳別	賦課釀金認可額	人夫一人一日ノ補給額
直轄	四、一三五円九八銭	五〇銭
大崙炭	一、二七九円	七〇銭
三角湧	二、八一〇円	五〇銭
中歴	六、九九〇円	一円
楊梅歴	五、六一八円二〇銭	七〇銭
咸菜礮	六、六五〇円	七〇銭
大坵園	三、五一四円二九銭八厘	五〇銭
合計	四万九千九百七十四銭八厘	

人夫一日の補給額として、五十銭から一円となつてゐる。備考欄で、大崙嶺支庁では、「官給人夫賃八共二月四十円以下ヲ給スルコト二定メ一日約七十銭ナリ」と、官給人夫賃を基準にしてそれと同額の補給金に定めてゐるとしてゐる。また、三角湧支庁では「平均一日五十銭位ナリ」としてゐる。各支庁では一日五十銭ないし七十銭を基準としていたことが窺える。

B. 嘉義庁

「徴用人夫一覽表」「徴用人夫に対する保甲醸出金調」⁽⁶⁵⁾より保甲の負担額と人夫給与額の一覽表（表12）を作製した。

嘉義庁では、人夫一人当りの給金額は月四円一〇銭から二七円九銭とかなりの格差があるが、二十円台が七支庁、十円台後半が五支庁で、月二十円前後が目安と考えられていたと思われる。これに関して嘉義庁は、「人夫一人二対シ一人平均二十五、六円位ノ醸出ヲ為シツツアル」（徴用人夫一覽表備考欄）としてゐる。

また台南庁の報告（六月）では、「出役者二對スル補助金額ハ概シテ一日一人五拾錢即チ月十五円」としてゐる。同庁の四月二五日の報告では、「各保民ノ據出ニ依リ一人一日五六十錢位ノ補助ヲ与フルト共に相當前貸ヲモナスコト、ナリ徴用方ニ着手シタルヨリ直轄各支廳下ニ別ニ民心ノ動揺等ヲ見ルコトナク寧ロ地方ニ依リテハ全部希望者ヲ以テ徴用シ得タル有様」⁽⁶⁴⁾と、補助金によつて順調に動員が進んでゐると報告されてゐる。

台南庁の報告にみられるように、補助金支給が保甲人夫の出役要請を充たす上でかなり大きな役割を果たしたと考えられる。そのことが、①でみたようにとりわけ経済状況の厳しい保にとつては重い負担となつていたのである。

ちなみに、死亡者救助金について、嘉義庁の資料⁽⁶⁵⁾（徴用人夫一覽表）に以下の記載が見られる。

支庁名 最高額 最低額

土庫 一〇〇〇円

塩水港 三〇〇円 二〇〇円

打猫・下湖口・東石港（協議中）

同資料の備考欄には、「死亡者ノ救助八百円以上參百円ニシテ死者ノ属スル聯合保甲若クハ廳直轄、各支廳所轄ノ保甲ニテ施行セシム」とある。

③ 補助金禁止の意向と各庁の反対意見

人夫への補助金支給について、七月七日付で、民政部警察本署長から各庁長（宜蘭・桃園・新竹・台中・南投・嘉義・台南・阿緘）宛に、「生蕃討伐所要人夫将来尚多数ヲ要スル」ので、保甲民から人夫に補助金を出すことを禁止したい、この件につき意見を出してほしい旨、至急電報が出されている。⁽¹⁶⁶⁾

これに対する各庁の返答は、すべて補助金の禁止に反対の内容になっている。その主な理由は、表で禁止しても裏で行われる、禁止すれば今後の徴用が困難になる、とするものであった。この各庁の意見は、保甲からの補助金が入る出役においていかに大きな役割を果たしていたかを明確に示しているといえよう。

(3) 出役人夫へのサポート促進

保甲では出役人夫へのサポートが求められた。人夫動員における保甲の役割の重要性に鑑み、人夫徴用に基本的な責任を負っている各庁は、動員がスムーズに行われるようきめ細かい配慮や対応を行ったと考えられる。この点をよく示した⁽¹⁶⁸⁾ものとして、嘉義庁長から民政部警察本署長に宛てた出役人夫の状況に関する五月一四日付の報告がある。

「当廳ニ於テハ是等出役人夫ヲシテ倍々良成績ヲ擧ケシムル方法ニ付細心ノ注意ヲ拂ヒ各其人夫ノ在所々

ル保甲等二関シ各支應ヲ通シテ左記ノ通り施行セシメツゝアリ
右御参考迄通報ス

記

一、出役人夫二對シテハ各所属保正、甲長等ヨリ此際奨励的慰安ノ書面ヲ發セシメ同時ニ逃走等ノ不利ナルコトハ勿論其ノ保ノ不名譽ナルコトヲ申送ラシムルコト

「四、前項ノ事情ニ付出役人夫中二ハ已ニ小使錢ニモ窮シ居ル向アル趣キニ付小使錢ノ送付方ヲ在所ニ要求シ来ル際ハ之二応スヘキ様豫テ傳達方取計リ置クコト尤モ此場合ニハ引率警察官吏ニ於テ其ノ必要ヲ証明シ来ルモノトス」

「五、出役人夫二関シテハ引率警察官ニ於テ出來得ル限り家族ヘノ通信ヲ奨励シ尚ホ發信ハ成ルヘク端書ヲ用ヒシメ一應引率者ニテ之ヲ檢閲發送セシムルノ方法ヲ採リ一般民情ノ融和ヲ測リツツアリ」以上ノ如クニシテ各人夫等ノ通信ノ要領ニハ勞役ハ頗ル輕ク且ツ危険ノ虞レナキモ食物ハ嗜好ニ適セサルト鉄線釣橋ニハ多大ナル苦痛ヲ感シツゝアル由ニ有之候此外尚出役人夫ヲ慰撫スル方法トシテ管内各保正中ニハ各保正ヨリ互選シテ慰問使ヲ派遣シ物品等ヲ寄贈スルコトニ協議シ居ル向モ有之候得共是等ハ今暫ラク時機ヲ見テ廳下全体ヲ通シテ齊一ノ行動ヲ執ラシムルコトニ目下考案中ニ有之候」

このように、保正・甲長より慰安の書状を出す、小使錢を要求してきた場合それに応じるようにする、家族への通信を奨励する、などの対策を実行していることがわかる。こうした対応は、嘉義庁に限らず各庁においてもとられたと見られる。

（4）人夫への過怠処分

臨時保甲規約標準第十七条には、「本規約ニ違反シタル者ハ百円以下ノ過怠金ヲ課ス」という規定があり、

表 14 逃走者過怠金

種別 支庁別	逃走者	死亡者	逃走者過怠金	
			最高	最低
直轄	54	—	—	—
中埔	3	—	10円	10円
竹頭崎	4	—	—	—
打猫	15	1	—	—
斗六	27	—	10円	10円
土庫	7	1	—	—
西螺	63	—	30円	30円
北港	51	—	10円	5円
下湖口	25	2	18円	10円
僕仔脚	12	—	30円	20円
東石港	—	4	—	—
塩水港	32	2	20円	5円
店仔口	2	—	—	—
合計	295	10		

最高額は、三〇円二支庁、二〇円一支庁、一八円一支庁、一〇円三支庁、また最低額は三〇円一支庁、二

人夫が出役義務を果さなかったり、逃亡した場合などに過怠金が課せられた。二つの庁の事例をみておこう。
 A. 嘉義庁
 以下のように徴用人夫一覽表（六月）⁽⁶⁹⁾に「逃走者過怠金」（表14）の項目を設け、最高額と最低額をあげて
 いる。

表 15 臨時保申規約過怠処分一覧表（※原資料は縦書き）

臨時保甲規約ニ依ル過怠処分			大 正 三 年 六 月 二 十 六 日 現 在 桃 園 庁
直轄及 支庁別	被処分 人員	過怠金認可額 円	処分シタル事実ノ概要
直 轄	2	11000	逃走シタルモノ 二人
大崙炭	1	5000	” 一人
三角湧	1	5000	” 一人
中 歴	—	—	
楊梅歴	—	—	
咸菜礪	—	—	出役義務ヲ果サス出役ニ際シ 他行シタルモノ一人
大坵園	2	95000	餼金ヲ督促ヲ受タルモノ尚ホ納入セ ザルモノ一人
計	6	116000	

〇円一支庁、一〇円三支庁、五円二支庁となる。「徴用人夫一覧表」の備考欄には、「逃走者過怠金八貳拾円ヲ標準トセリ」とあるが、半分以上の支庁はそれを下回っている。

B. 桃園庁

「臨時保甲規約過怠処分」一覧表（六月）⁽¹⁷⁰⁾（表15）では、各支庁別に被処分人員数・過怠金認可額・処分事由が記載されている。

六人に対し一一六円の過怠金であるが、直轄・大崙炭・三角湧支庁は一人当り五円から五円五〇銭であるが、大坵園支庁は四七円五〇銭と十倍近くの差となっている。後者は出役中の逃亡とは違う事例として、かなりの過怠金が課せられたと考えられる。

以上、過怠金基準額と実際の適用額という違いは考慮しなければならぬが、二つの庁の間でも逃亡者に対する過怠金にかなりの差がある。支庁レベルでも差がある。嘉義庁の二〇円を標準とするとの記載からすれば各支庁はそれより低い額で適用されていた場合が多く、桃園庁の五円程度も最低の基準額の適

用かと思われる。この点は、保甲民に対し、その経済的実情からしてあまり高い懈怠金をかけられない事情が反映していると思われる。

おわりに

一九一四（大正三）年の太魯閣原住民討伐の陸軍部隊には三一〇八人の軍人が動員されたが、この陸軍部隊に使役された保甲人夫はその十倍を超える約四万人近くになる。その出役は保甲民の義務とされた。

徴用された保甲民は、三〇〇〇メートル級の山々が連なる台湾中央山脈地域に動員された。平地出身の保甲民は、厳しい気候条件の下、峻厳な高山地帯で過酷な担送作業を強いられた。さらに、食糧給与において保甲民の食習慣が考慮されていなかったり、医療設備や治療の不十分さ、軍隊の担当者の苛酷な取扱い等により、罹病者が続出する状況もうまれている。こうした中で、出身の庁により差があるが多いケースでは一〇数%の逃走者がでている。死者も死因は主に病死で、六月には半月で四〇〇五〇人近くでている。

様々な悪条件が待ち受ける出役であったが、希望出役の事例も一定数あった。これは、保甲からの補助金や代役料を期待してあえて「希望」したケースであるが、そうして出役した者の中にははじめから労役に耐えられないものがいたのである。

監督として派遣された各庁の警官は、出役人夫の状況について出身の庁に現状報告を行うとともに、軍隊側との交渉役を務めるなどして人夫の立場に立つてその待遇改善に努力している。

一方、人夫動員に直接的責任を負っている保甲では、「大正三年討伐陸軍部隊所要保甲人夫徴用規定」に基づいて支払われる給与以外に、出役人夫に補助金を出して出役を支えた。出役している人夫への激励の便り

を出したり、必要とされる物資を送るなどのサポートも各庁レベルで促進されている。このような保甲での動員と支援の体制があつてはじめて保甲民の出役が実質的に担保されたといえる。それは保甲組織にとつても重い負担を強いられることを意味したのである。

(1) 『理蕃誌稿』第二卷五頁
 (2) 『理蕃誌稿』第二卷六頁

ちなみに、この原住民討伐では、討伐と同時並行で「蕃地」における道路の開墾も行われていることも注目しておきたい。ここでは、本稿でとりあげる人夫とは別に道路建設の人夫の動員も行われていることを確認しておく。

(3) 『理蕃誌稿』第二卷九二二頁
 (4) 『理蕃誌稿』第二卷九四三頁

「四、警察隊行動ノ概要ハ來ル五月三十日マテニ其ノ兵力ヲ木瓜溪口附近ヨリ、タツキリ溪口附近ニ互ル間ニ集合セシメ翌三十一日ヨリ其ノ一部ヲ以テ木瓜溪口附近ヨリ同溪ヲ遡リ、パトラン蕃ヲ討伐シ主力ヲ以テ三棧溪及タツキリ溪口附近ヨリ外太魯閣蕃ヲ討伐ス
 軍隊行動ノ概要ハ來三十一日ヨリ其ノ一部ヲ持テ荳菜主山南峰附近ヨリ木瓜溪ニ沿フテ下リ、パトラン蕃ヲ討伐シ主力ヲ持テ合歡山付近ヨリ、タツキリ溪谷ニ沿フテ下リ内太魯閣蕃ヲ討伐ス

五、討伐ノ予定日数ハ約二箇月トス」

- (5) 『帝國主義下の台湾』二二二頁
 (6) 『公文類纂』五七四二一—一〇〇〇八
 (7) 『公文類纂』五七四二一—一〇五五
 (8) 『公文類纂』五七四二一—一〇〇九九
 (9) 『公文類纂』五七四二一—一〇〇五八
 (10) 『公文類纂』五七四二一—一〇〇六九、一〇〇七一、一〇〇七三、一〇〇七八、一〇〇八一、一〇〇八四、一〇〇八七、一〇〇九三、一〇〇九六
 (11) 『公文類纂』五七四二一—一〇〇八七
 (12) 『公文類纂』五七四二一—一〇一五、一〇一五九
 (13) 『公文類纂』五七四二一—一〇〇八三、一〇〇八〇
 (14) 『公文類纂』五七四四一—一〇〇七三

- (15) 「公文類纂」 五七四二—一〇二二五
- (16) 「公文類纂」 五七四二—一〇二二五、一〇一五〇、一〇三七二、一〇三七三、一〇三〇四、一〇三九二、一〇四五〇、一〇四四七、一〇四四八、一〇四九八、五七四三—一〇〇二七、一〇〇九四、一〇一三五、一〇一八四、一〇三四一、一〇五三三、五七四四—一〇〇四九、一〇一六六、五七四五—一〇一八八、五七四六—一〇一四〇
- (17) 「公文類纂」 五七四二—一〇三七四 「討伐軍隊担送人夫所要数並ニ時期集合場一覽表」という表題で、部隊ごとになっている。部隊号・人夫集合地・集合期日・使用区域・所要人員・所要人夫内訳の順で、部隊の中でどの部署で使うのかも詳細に記載されている。文字が不鮮明で読み取りが困難な部分があるが、一例だけ紹介しておこう。
- 〔部隊號〕 歩兵第二聯隊本部（人夫集合地） 二八水（集合期日） 五月一六日
- 〔使用区域〕 自二八水至目的場（所要人員） 二六〇（所要人夫内訳） 連隊本部五〇 第二中隊五〇 第三中隊五〇 第四中隊五〇 第一大隊本部一〇 埔里社交付品五〇
- (18) 同じ日に、花蓮港庁長から民政長官宛に、「討伐警察隊ハ今回ノ暴風雨被害後ノ復旧其他ノ必要上人夫一〇〇〇名の補充ヲ要求セリ最近雨被害の復旧に關係した応援隊の派遣と考えられる。
- (19) 「公文類纂」 五七四四—一〇三六六
- (20) 「公文類纂」 五七四二—一〇一四〇
- (21) 「公文類纂」 五七四二—一〇一六三
- (22) 「公文類纂」 桃園庁分五七四二—一〇三六三、新竹庁分五七四二—一〇三六五、台南庁分五七四二—一〇三六六、阿緘庁分五七四二—一〇三六七
- (23) 「公文類纂」 五七四二—一〇三三三
- (24) 「公文類纂」 五七四二—一〇三二二
- (25) 「公文類纂」 五七四二—一〇四二四、一〇四二五
- (26) 「公文類纂」 五七四三—一〇〇一三、一〇〇一四、一〇〇一五、一〇〇一六
- (27) 「公文類纂」 五七四三—一〇〇八二、一〇〇八四
- (28) 「公文類纂」 五七四三—一〇〇八九
- (29) 「公文類纂」 五七四三—一〇五二九
- (30) 「公文類纂」 五七四二—一〇三〇五
- (31) 「公文類纂」 五七四五—一〇三三〇、五七四六—一〇〇八一、一〇〇四一、一〇〇二九、一〇一三五、一〇一七二、一〇一八二、一〇一八四、一〇一八五、一〇一八七
- (32) 「公文類纂」 五七四四—一〇二八〇、一〇二三一、五七四六—一〇一七五

大正三年太魯閣原住民討伐陸軍部隊における保申人夫徴用（一）（前）

- (33)「公文類纂」五七四二一—〇四〇六
 (34)「公文類纂」五七四二一—〇四〇五
 (35)「公文類纂」五七四二一—〇四〇三
 (36)「公文類纂」五七四二一—〇一九六
 (37)「公文類纂」五七四四一—〇三三一、一〇二二四、一〇二〇六、一〇二〇〇、一〇一九〇、一〇一九三、一〇一八五、一〇二八一、
 一〇一七八、一〇一七四、一〇一六八
 (38)「公文類纂」五七四四一—〇二二四
 (39)「公文類纂」五七四四一—〇〇七五、一〇二二三、一〇二四七、一〇二八六、一〇二九六、一〇三〇〇、一〇三〇九、一〇三二五、
 一〇三五九、一〇三六四、五七四五—一〇二三三、一〇一八六、一〇二五五、一〇五五八、一〇二六一
 (40)「公文類纂」五七四二一—〇一八六
 (41)「公文類纂」五七四二一—〇二〇四
 (42)「公文類纂」五七四二一—〇二二三
 (43)「公文類纂」五七四二一—〇二二二
 (44)「公文類纂」五七四二一—〇二二七
 (45)「公文類纂」五七四四一—〇三〇二
 (46)「公文類纂」五七四四一—〇三〇二、五七四二一—〇二三七
 (47)「公文類纂」五七四二一—〇一七八
 (48)「公文類纂」五七四二一—〇一八九
 (49)「公文類纂」五七四二一—〇一九四
 (50)「公文類纂」五七四二一—〇二〇四
 (51)「公文類纂」五七四四一—〇一九三
 (52)「公文類纂」五七四二一—〇二一三
 (53)「公文類纂」五七四四一—〇一九四
 (54)「公文類纂」五七四四一—〇一九〇
 (55)「公文類纂」五七四二一—〇二四二
 (56)「公文類纂」五七四二一—〇一八六
 (57)「公文類纂」五七四二一—〇一八九
 (58)「公文類纂」五七四二一—〇一九九
 (59)「公文類纂」五七四二一—〇二〇五

大正三年太魯閣原住民討伐陸軍部隊における保申人夫徴用（一）（前）

(60)	「公文類纂」	五七四四―	〇二九〇
(61)	「公文類纂」	五七四四―	〇二九六
(62)	「公文類纂」	五七四四―	〇三〇三
(63)	「公文類纂」	五七四四―	〇三一六
(64)	「公文類纂」	五七四二―	〇二二〇
(65)	「公文類纂」	五七四二―	〇二一八
(66)	「公文類纂」	五七四二―	〇二二五
(67)	「公文類纂」	五七四二―	〇二三一
(68)	「公文類纂」	五七四二―	〇二四三
(69)	「公文類纂」	五七四二―	〇二〇七
(70)	「公文類纂」	五七四二―	〇一八六
(71)	「公文類纂」	五七四二―	〇一七八
(72)	「公文類纂」	五七四二―	〇一九四
(73)	「公文類纂」	五七四二―	〇二〇四
(74)	「公文類纂」	五七四二―	〇二〇九
(75)	「公文類纂」	五七四四―	〇二九四
(76)	「公文類纂」	五七四四―	〇二九一
(77)	「公文類纂」	五七四二―	〇二三三
(78)	「公文類纂」	五七四二―	〇二三三
(79)	「公文類纂」	五七四二―	〇二四一
(80)	「公文類纂」	五七四二―	〇一九六
(81)	「公文類纂」	五七四二―	〇一八七
(82)	「公文類纂」	五七四二―	〇一九五
(83)	「公文類纂」	五七四二―	〇二〇六
(84)	「公文類纂」	五七四二―	〇二〇八
(85)	「公文類纂」	五七四四―	〇二九七
(86)	「公文類纂」	五七四四―	〇三〇四
(87)	「公文類纂」	五七四四―	〇三一六
(88)	「公文類纂」	五七四四―	〇三一六

大正三年太魯閣原住民討伐陸軍部隊における保申人夫徴用（一）（前）

- (89)〔公文類纂〕五七四二一〇二三
 (90)〔公文類纂〕五七四二一〇二二八
 (91)〔公文類纂〕五七四二一〇二三二
 (92)〔公文類纂〕五七四二一〇二三七
 (93)〔公文類纂〕五七四四一〇〇二一
 (94)〔公文類纂〕五七四四一〇〇一八
 (95)〔公文類纂〕五七四四一〇〇一三
 (96)〔公文類纂〕五七四四一〇〇一〇
 (97)〔公文類纂〕五七四六一〇一四七
 (98)〔公文類纂〕五七四二一〇三二〇
 (99)〔公文類纂〕五七四二一〇三一
 (100)〔理蕃誌稿〕第二卷九七六頁
 (101)〔公文類纂〕五七四二一〇二〇五
 (102)〔公文類纂〕五七四二一〇二一三
 (103)〔公文類纂〕五七四二一〇二九五
 (104)〔公文類纂〕五七四四一〇二九七
 (105)〔公文類纂〕五七四四一〇三〇四
 (106)〔公文類纂〕五七四四一〇三一六
 (107)〔公文類纂〕五七四四一〇二九〇
 (108)〔公文類纂〕五七四二一〇二二〇
 (109)〔公文類纂〕五七四二一〇二一八
 (110)〔公文類纂〕五七四二一〇二三一
 (111)〔公文類纂〕五七四二一〇二三七
 (112)〔公文類纂〕五七四五一〇〇二五
 (113)〔公文類纂〕五七四二一〇二二五
 (114)〔公文類纂〕五七四二一〇一七八
 (115)〔公文類纂〕五七四二一〇二〇四
 (116)〔公文類纂〕五七四二一〇二二二
 (117)〔公文類纂〕五七四二一〇一八二

大正三年太魯閣原住民討伐陸軍部隊における保申人夫徴用（一）（前）

146	〔公文類纂〕	五七四四—	〇三一五
145	〔公文類纂〕	五七四四—	〇三〇二
144	〔公文類纂〕	五七四四—	〇三〇〇
143	〔公文類纂〕	五七四四—	〇二八六
142	〔公文類纂〕	五七四二—	〇二九六
141	〔公文類纂〕	五七四二—	〇一六四
140	〔公文類纂〕	五七四二—	〇二四四
139	〔公文類纂〕	五七四二—	〇三三一
138	〔公文類纂〕	五七四二—	〇二〇四
137	〔公文類纂〕	五七四四—	〇三一七
136	〔公文類纂〕	五七四四—	〇三〇五
135	〔公文類纂〕	五七四四—	〇二九六
134	〔公文類纂〕	五七四三—	〇三二六
133	〔公文類纂〕	五七四五—	〇二〇三
132	〔公文類纂〕	五七四二—	〇二四二
131	〔公文類纂〕	五七四二—	〇二二二
130	〔公文類纂〕	五七四二—	〇二二〇
129	〔公文類纂〕	五七四二—	〇一九四
128	〔公文類纂〕	五七四二—	〇二二五
127	〔公文類纂〕	五七四二—	〇一八八
126	〔公文類纂〕	五七四二—	〇一八四
125	〔公文類纂〕	五七四四—	〇三一二
124	〔公文類纂〕	五七四四—	〇三一〇
123	〔公文類纂〕	五七四三—	〇三二六
122	〔公文類纂〕	五七四三—	〇三三二
121	〔公文類纂〕	五七四五—	〇一八四
120	〔公文類纂〕	五七四三—	〇二五三
119	〔公文類纂〕	五七四二—	〇二一三
118	〔公文類纂〕	五七四二—	〇一八八

大正三年太魯閣原住民討伐陸軍部隊における保申人夫徴用（一）（前）

(170)	〔公文類纂〕	五七四四一〇二八七
(169)	〔公文類纂〕	五七四四一〇三一〇
(168)	〔公文類纂〕	五七四二一〇一八二
(167)	〔公文類纂〕	五七四三一〇三四七
(166)	〔公文類纂〕	五七四三一〇三九一
(165)	〔公文類纂〕	五七四四一〇三一〇
(164)	〔公文類纂〕	五七四二一〇一六三
(163)	〔公文類纂〕	五七四四一〇三一九
(162)	〔公文類纂〕	五七四四一〇二八八
(161)	〔公文類纂〕	五七四四一〇三一
(160)	〔公文類纂〕	五七四五一〇三三二
(159)	〔公文類纂〕	五七四四一〇三一五
(158)	〔公文類纂〕	五七四四一〇三一八
(157)	〔公文類纂〕	五七四四一〇三〇七
(156)	〔公文類纂〕	五七四四一〇二九八
(155)	〔公文類纂〕	五七四二一〇三三七
(154)	〔公文類纂〕	五七四四一〇三一八
(153)	〔公文類纂〕	五七四四一〇二九一
(152)	〔公文類纂〕	五七四四一〇三一五
(151)	〔公文類纂〕	五七四四一〇二九五
(150)	〔公文類纂〕	五七四四一〇三〇二
(149)	〔公文類纂〕	五七四二一〇三三七
(148)	〔公文類纂〕	五七四四一〇二八九
(147)	〔公文類纂〕	五七四四一〇二九六

一〇三八〇